

# 令和5年 第4回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年6月5日

招集年月日	令和5年6月2日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和5年6月2日 午前10時43分			議長	中本 正廣
	閉会				議長	
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	11 番	佐々木 美知夫		1 番	角 田 伸 一	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	佐々木 裕子	
地方自治法第121 条により説明のため 出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		病院事業管理者	平 林 直 樹	
	参 事	木 本 英 哲		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	会 計 管 理 者 兼 総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総務課課長補佐	郷 田 亮		安芸太田病院 事務長	栗 栖 香 織	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	山 本 博 子		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	税 務 課 長 兼 会 計 課 長	沖 野 貴 宣		—	—	
	住 民 課 長	上 手 佳 也		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
	健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—	
衛 生 対 策 室 長	森 脇 泰		—	—		
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和5年6月5日

	一般質問
--	------

令和5年第4回定例会  
(令和5年6月5日)  
(開会 午前9時58分)

○中本正廣議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○中本正廣議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、お手元に配付した一般質問通告表のとおり、7人の議員から質問の通告がありますので、よろしくお願ひいたします。7人全員、一問一答方式で行いますので、よろしくお願ひいたします。それでは順次発言を許します。1番、角田伸一議員。

○角田伸一議員

おはようございます。議席番号1の角田でございます。中国地方では、5月29日に、例年より早めの梅雨入りが宣言されました。台風2号の影響により、四国から関東地方にかけて、広範囲で、線状降水帯が発生し、記録的な大雨が観測されるなど、各地で土砂災害、河川の氾濫が引き起こされ、被害も発生をしております。気象災害が多発しやすい。時期に差しかかったと実感をしたところでございます。安芸太田町にとりまして、大きな災害が発生しないことを願うところでございます。3年以上にわたり、行政運営や人々の生活に制約や不安を与え続けてきた新型コロナウイルス感染症は、5月8日に、法律上では、季節性インフルエンザ同様の5類に移行いたしました。感染者に求められていた外出自粛などの行動制限もなくなり、感染した場合は、個人の責任で対処することになりました。コロナ禍前の生活、にぎわいを取り戻す段階になったところでございます。広島でG7先進国首脳者会議が開催され、世界平和についての議論が行われ、被爆地広島から、核のない世界平和についてのメッセージが発信されました。サミット開催中は厳戒体制が敷かれるなど、特別な期間となりましたが、無事に終了したところでございます。つい先日、太田川治水ダム建設案が公表されました。建設予定地の自治体として、安芸太田町は、これから大きな事業に関わっていくこととなります。住民意見の聴取、また、国への要望等、適切な対応が望まれるところでございます。町長初め、職員皆様の、日夜を問わぬご尽力に敬意を表し、早速ではございますが、通告をしております一般質問をさせていただきます。一問一答方式で質問を行います。まず最初に、産業振興について。過疎化、高齢化、少子化が問題とされてきたのは、何十年も前からでございますが、その進行スピードは緩やかでございました。その頃から、若者が減少した部分については、高齢者が頑張り、集落機能の維持、伝統や文化、風習の継承に努めてきたところでございますが、最後の踏ん張りどころに到達した感がございます。今、集落を見渡せば、空き家が目立ち、周辺の農地は、耕作放棄地が目立ち、農業の衰退は、誰が見ても分かるところでございます。永続的な農地確保の観点から、土地利用型の農業のあり方について真剣に検討を要する段階にきております。遠く山並みを望めば、鮮やかな緑色で豊かな森林資源の存在をうかがい知ることができます。ただ、山林の場合は、木材価格、木材の流通、林業従事者、森林所有者の経営意欲等々、山林を取り巻く環境整備が整っていないこともあって、森林資源の活用、健全な森林の造成という面での、対策が必要であると思ひます。こうした安芸太田町の現状からして、産業という枠で考えると、安芸太田町の地域特性、資源を次代に引き継ぐために、産業の基盤である農地や山林を、活用可能な状態で維持することが、維持する必要があります。そのためにも、長期的視野に立った農業林業の振興が重要であると思ひます。まず、農業の振興ということで質問をします。農業振興について。農地中間管理事業活用方針について。安芸太田町は、圃場整備の行き届いていない小面積の農地が存在し、農業経営の実態は、兼業農家が多い傾向にあります。高齢化による農業経営の縮小、撤退、耕作放棄地拡大の原因になっております。広島県では、農地中間管理機構を設置し、農地中間管理法に基づく農地の賃貸借制度による農地の利用集積を促進しております。地域での話合いにより作成された人・農地プラン実現のための、積極的な利用集積を図るとされているものでございます。農業経営基盤法の改正により、人・農地プランを、法定化し、地域での話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化を進めることになりました。積極的な農地の利用集積を図るとされているものでございます。安芸太田町として、今

後の農地中間管理事業活用方針について見解を求めます。あわせて、農地法に基づく農地情報をインターネット上で公表する農地ナビの安芸太田町における利用状況について答弁を求めます。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、お答えをしたいと思います。まず現在、広島活力事業を利用する農地を中心に、農地中間管理事業を活用しております。そのほか、農地を貸したいという相談のうち、要件を満たしているものについては、貸付希望申込みを受け付けています。地域計画が法定化されたため、本町では、今年9月頃までに、農業委員会で、現在の農地の状況、所有者の意向などを反映し、色分けをした地域計画地図の素案を作成しております。それをを用いて、各地域の代表者を含めた場で、農地の今後のあり方について協議を行う予定でございます。協議の内容をもとに、町の地域計画推進協議会で、町内全域において、令和6年度末までに、地域計画を策定します。農地中間管理事業は、認定農業者、認定新規就農者のほか、地域計画で担い手として定めたものも利用することができるため、地域計画を策定していく中で、貸付けする農地の広報及び農地を借り受ける担い手探しも行っています。農地ナビとは、農林水産省共通申請サービス、eMAFF（イーマップ）地図を利用したインターネット上で、農地の所在、利用権設定などの情報を閲覧できるシステムでございます。しかしながら、従来からのシステムと、複数のシステムが存在しており、データの更新に手間がかかるため、全国的に情報の更新がされてないことが問題となっており、本町においても、情報の更新が遅れているのが実態でございます。こうした問題から、令和4年度にシステムの改良が行われ、データの移行を行いやすい仕様に変更されたため、本町では、本年度に農地台帳情報の更新を行う予定としております。農業委員が、毎年7月から9月にかけて行っている利用状況調査につきましても、eMAFF（イーマップ）地図を利用して調査を行うことができるようになり、このシステムを活用した調査事務の効率化が期待されているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

農地利用の地域計画については、令和6年度末までに作成されるということです。農地中間管理事業を活用した農地の利用集積が促進されれば幸いだと思います。農地ナビにつきましては、これもあまり知られていないシステムであると思います。農業委員会が実施する農地の利用状況調査の効率化が図られるということでもございました。農地の情報も個人情報ということでもございますので、取扱いについては十分な配慮が必要であるように思います。次は、農業生産活動の推進についてお尋ねをします。安芸太田町の農業の実態でございますが、農業法人格を持った経営者、それと兼業農家、兼業農家の中には、家庭菜園程度の農業も含まれております。農業法人は、農業経営計画をもって、計画的な農業経営に当たっておられます。要するに、農業経営が成り立つ計画を持っているということでもございます。兼業農家の場合は、経営者によって、柔軟性を持った経営にあたっておられるというのが、現状かと思えます。そうであっても、農業の環境については、水路、農道等、地域一帯で維持管理しなくてはならないものがございます。農業の環境を維持、継承することを考えると、農業経営の大小にかかわらず、農業に関わる者の確保が重要であると思います。新規の農業参入者を増やすことも必要。また、これ以上、既存の農家を減少させないことも必要かと思えます。安芸太田町の農業生産活動はどうあるべきと考えておられるのか、農業振興策について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、農業生産活動の推進についてのご質問でございます。本町におきまして、農家の減少と高齢化が進み、農業生産の縮小、農地の遊休化が進んでいるところでございます。一方、町として積極的に取り組んできた新規就農者育成対策では、UIターンによる、就農定住の増加など、一定の成果もあらわれている状況でございます。こうした中で、安芸太田町の農業の持続的な発展を実現する指針として、令和4年度において、安芸太田町農業振興ビジョンを作成をいたしました。このビジョンの目指すものは、大小様々な農家が労力に見合った所得と生きがいを見いだし、次代につながる、継続した農地の活用がなされ、生き生きと農業に従事している姿です。この中で、太田川産直市を活用した小規模農家の育成支援として、小規模農家モデルの構築、新たな担い手の掘り起こしを掲げています。意欲ある生産者には、規模拡大を促すとともに、産直市出荷者や定年帰農者などには、町独自の小規模生産出荷モデ

ルを認定し、営農研修受講、資材・農機具などの購入の際の経営支援を行うことで、育成確保を予定をしているところでございます。小規模出荷モデルは、認定農業者や認定新規農業者と同じく、町の基本構想に位置づけます。認定基準は、現在検討中でございますが、一定売上げ規模での小規模出荷農家を想定しております。また、国の農地耕作条件改善事業や、県の園芸作物条件整備事業を活用した畦畔除去などによる簡易圃場整備を行い、担い手への農地集約を進めていきます。畦畔改良補助金も町単独補助金でございますが、本年度より補助率を拡大し、畦畔改良により、大型機械の導入が可能となることで、より担い手へ預けやすい環境を求めます。既存の任意営農組織の法人化に取り組み、組織化することで営農事業の継続を支援をいたします。農村型地域運営組織、農村RMOの設立による自治会、日本型直接支払い組織、集落営農組織、農業法人などを集約化させたまるっと方式により、地域の資源管理と農村集落機能の再編を行う計画を進めているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

農業生産活動の推進につきましては、安芸太田町農業振興ビジョンで方向性が示されているということでございます。小規模農家の育成、会員圃場整備等、農業の経営規模にかかわらず、農業生産活動の活性化を図るということだと受け止めました。町の思っておられる農業振興策について、具体的な取り組み方を農家の方へ示され、実現に向かって取り組んでいただきたいと思います。続いて、特産品の開発についてお尋ねします。安芸太田町の特産品といえば、まずあがるのが祇園坊柿です。私の記憶では、平成の初め頃であったと思います。米の生産調整による転作奨励として、当時の加計町、筒賀村、戸河内町が同時に祇園坊柿の植付けを始めました。3町村を一体とした産地を築くという構想。県から派遣されていた農業改良普及員の現地指導と生産者が熱心に取り組んだことが、今の産地を形成したものでございます。また、生産者で構成する協議会による情報の共有が、生産意欲を向上させたものと思っております。祇園坊に続く特産品の開発について、町の考え方を伺います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、特産品の開発についてのご質問でございます。平成初期におきまして、関係機関のご尽力もあります。祇園坊柿が特産品として根づいております。同時期には、旧3町村において、自然薯などの農産物の特産品として期待され、行政が支援した経緯があるようですが、現状見て分かるように根づいていないところもあります。このように、特産品の開発といっても、根づきにくいのが実情であり、祇園坊柿は稀有な例であると考えているところでございます。さて、特産品の開発でございますが、他県の事例を見ると、これまで見過ごされてきた地域資源に着目し、風土色豊かな特産品を活用しているものが成功しているようです。自家消費や、ご近所さんに配るようなレベルで生産ないし採取されているもので、人気があるものが特産品として見込めるのではないかと考えているところでございます。ただし、実際に特産品開発に取り組むに先立ち、町民に広く情報提供を呼びかけ、本町における隠れた資源を見つけた上で、取り組むべきと考えているところでございます。あわせて、実際に売れなければ、失敗してしまいますので、消費者の意見も取り入れるなどして、需要に応じた特産開発に結びつける必要がございます。また、全国の事例を見ましても、町として、側面的な支援に徹し、特産品として軌道に乗るまでサポートすべきであると考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

特産品につきましては、太田かぶが栽培された経緯がございます。太田かぶの特徴として、アブラナ科同士での交雑が起こりやすく、形状が多様であることが問題視されておりました。安定した形状に固定するため、形質のすぐれたかぶを山の中で栽培し、他のアブラナ科との隔離をして、種を確保されていたことを覚えております。農業ではございませんが、筒賀においては、ワサビ栽培を振興された経緯もございます。そのほか、シイタケ、薬草栽培など、過去に取り組まれた事業はたくさんあると思います。その当時は、それぞれの作物の特殊性を見だし、特産品に育てるという、夢を持って取り組まれたものでございます。現在は、規模の縮小、自家消費程度の栽培になっているものもありますが、いま一度、特産品としての可能性について、検討なり、検証されてみる価値はあると思います。農業関係の質問はこれぐらいにしまして、次に林業についてお尋ねをします。安芸太田町の90%を占める山林、そ

こで展開される林業、合併前の加計、筒賀、戸河内の経済を支えてきた産業でございます。当時の天然林に比べ、収益性の高い、スギ、ヒノキへの人工林化が急激に進められた。この背景に、戦後の復旧復興、高度経済成長で大量の木材の需要があり、活発な伐採が林種の転換、人工林化を進めたものでございます。また、優良林業地確立を目的とした太田川流域の自治体で構成する振興協議会で、太田川流域の林業技術体系を作成をし、太田川材として良質材生産ブランド化に取り組んできた経緯がございます。一言で言えば、短伐期優良材生産を掲げた林業振興でございました。枝打ち施業で木材の質を高め、植栽後25年位から、間伐収入を得ながら、50年後に伐採するというサイクルで、林業の継続性を確保するというのが基本であったと思います。今、その植林、保育、伐採、伐採跡地に植林するというサイクルが機能しない環境にあります。森林環境税、森林環境譲与税の創設による市町村が主体となって、森林整備に取り組む仕組みも整備をされました。また、SDGsに掲げる森林の持続可能な管理、生物多様性の存続等、人工林に限らず、森林全体で取り組むべき森林整備のあり方についても考慮が必要になってきております。これからの林業、森林整備について、安芸太田町としての見解を伺います。

○中本正廣議長

はい。橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続いて林業等についてご質問いただきました。この前の農業についてはですね、町として農業振興ビジョンというものを作らせていただきましたので、課長の方からご説明させていただきましたが、林業あるいは森林整備についてはまさにこれからだと思っておるところであります。というのは議員ご指摘のとおり、これまで従来の取り組み方、あるいは従来の林業モデルがなかなか通用しない時代になる中ですね、ある意味、いろんな、それこそ国も含めてですね、全国各地で、今の時代に合った林業というのはどういったものかということをやったり、様々な事業体含めてですね模索をされているのが現状ではないかなというふうに思っております。そういった中でも、特に国を含めたですね、多くの皆さんというのはこの従来の路線、先ほど、議員は短伐期優良材生産といったようなお話をされましたけれども、大体そういったものを中心に、さらに、それらの取り組み、手法について効率化や生産性の向上で乗り切ろうという動きが今の大きな流れではないかなと思っております。例えば、森林組合の連携や統合による、あるいは事業体そのものも大きくしていくということ。さらにはまた施業の集約化ですとか、あるいは林業の経営適地への事業の集約化といった取り組み、さらにはまた、高性能機械やICTを導入する。またあるいは低密度植栽やエリートツリーの導入によって、経費や、あるいは時間そのものの短縮によって、コストを下げる。そういった取り組みというのが今、多くのところでチャレンジをされてる取り組みじゃないかなと思っております。当然、本町においてもですね、そういった取り組みを進めていくあるいは森林組合を中心にですね、取り組みをされることについてのご支援を進めていかなければならないと思っておりますけれども、一方で、私自身がですね少し、別の方向性も、ある意味チャレンジをしてみるべきではないかという思いで、注目をし、取り組んできたのが、小規模林業、俗に言う自伐型林業でございます。これ先ほどの短伐期優良材生産という、短伐期で皆伐を繰り返す取り組みとは別にですね、間伐を逆に、長いこと繰り返すことによって、長伐期多間伐施業と言われるような、そういった仕組みだと思っております。これに、低コストの機械での作業を組み込むことに、小規模林業というのは特徴があると私は思っております。従来型の林業が言えば、高性能林業機械を導入して、大量生産をすることによって全体的なコストを抑えるという方向なのに対して、小規模林業というのは、バックホー等の普通の工作機械を利用することで、初期投資を抑えることで、コスト削減を実現をするということが特徴かなと思っておりますが、それらによるメリットとして、考えられますのが初期投資が抑えられる分、多様な事業体が参入しやすいことですか、あるいは機械の購入にコストをかけない分、同じ補助金を投入するにしても、人件費により多く投入ができるということ、ある意味雇用見やすいのではないかということを感じております。これは、逆に言うと、単位面積当たりで雇用できる人数としても違いが出てくるのかなと思っております。一方で、また、皆伐を極力避けるという意味ではですね、これもご紹介ありました。1番やっぱりコストがかかるのが、植林とか、あるいは保育、育林の部分でですね、やはりコストがかかるものですから、これを回避するという意味でも、経営的には有利なのではないかなというふうに感じております。一方で従来型林業のよさというかあるいはメリットとはやっぱり作業量が多い、あるいは搬出量が多くとれるということだと思っております。大量に伐採をする、ないしは大量の材を調達しなければいけないときには、やはり従来型の林業ということも、さらには高性能林業機械というの大きな役割を果たすのではないかなというふうに感じております。改めて、それぞれの特徴を踏まえながらですね、どういった方法が、今の時代に合う

のか、あるいは、こういった手法が本町に適しているのか、それを引き続き模索をさせていただきながらですね、本町に1番合う森林管理というものにつなげていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

はい、林業について答弁をいただきました。木材の伐採搬出の面で、低コスト林業、自伐型林業、高コスト林業、高性能林業機械による伐採搬出、それぞれの特徴を活かした事業展開が必要であるとのことでございました。50年生ぐらいのサイクルで考えていた短伐期林業は、50年を超えるサイクルの林業になっていきます。急峻な地形の山林において、長期間、森林の健全性を保つための整備のあり方について検討を深める必要があると思います。先日、太田川治水ダム建設に係る説明会がありました。この中で、森林整備を含めた治山治水の対策も必要との意見があったと思います。また、SDGsに掲げる生物多様性の確保の観点から、天然林についても、優良な天然林への誘導も視野に入れた、森林整備を含めた治山治水について検討されたらと思います。それでは、次の質問項目に移ります。公共施設等における樹木の管理について、質問になります。最近、道路における倒木、公園等の樹木の倒伏による事故の報道があります。中には、死亡事故もあります。安芸太田町内におきましても、道路への倒木は時々発生しますが、通行止め等の対処によって大事は免れておりますが、これは、倒木が発生した瞬間に、その場所に、通行する者がいなかったということであって、タイミングのずれによる大事故とはならなかったものです。最近報道されたものでは、キャンプ場において、駐車中の車に木が倒れて死亡事故が発生したケースがありました。枯れていたり、また一見健康そうに見える木であっても、幹の中が腐食していたり、根が腐っていたとか、樹木そのものが弱っていたとか、要因はたくさんあります。幹の途中が折れたもの、根本が支えられず倒れたもの、または枝が落下したものもありますが、いずれにしても危険でございます。こうした事故の報道を目の当たりにしますと、安芸太田町は大丈夫なのかと、気になるところでございます。学校、交流施設の公共施設の樹木の健全性について、確認なり、点検がされているかどうか。また、指定管理で管理されている施設における確認なり点検の責任はどこにあるのか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、公共施設における樹木の管理につきまして、観光、特に観光の施設を担当しております産業観光課の方から、答弁をさせていただきます。相模原市のキャンプ場で4月16日、木が根元から倒れテントに直撃し、中にいた29歳の女性が死亡するなどした事故が発生をしております。警察も、樹木の専門家とともに、現場を確認し、倒れた原因や管理状況について調査したとの報道がありました。この結果を受けまして、町としても、指定管理者を通じて、安全確認を実施したところ、樹木が施設を直撃する可能性もあったことから、伐採するなどして対応したところでございます。また、キャンプ場も再開するところもあり、イベントも行いたいとのことでしたので、樹木の確認も再度行ったところです。さらに、島根県太田市の石見銀山遺跡で腐食した木製の柵に持たれかかり、観光客が川に転落して死亡した事故もあったところです。本町では、観光地における木柵の設置は、多数所在しているところですが、昨年度、深山峡と温井ダム周辺施設2件の木柵の修繕を行っているところでございます。キャンプ人口は全国的に増加傾向があり、新型コロナウイルス感染拡大が始まり、コロナ禍の中、一旦キャンプをする人は減ったものの、キャンプはいわゆる蜜を比較的避けられるレジャーとして注目を集め、人気が出ていると思っております。本町も指定管理制度により、利用者の安全確保を第一として、樹木の維持管理に努めるようにしておるところでございますが、事故が発生した、全国的な事例を見ましても、管理の瑕疵としての施設管理者の責任としての判例もあります。指定管理者や委託事業者とともに、安全確認を行っていくとともに、その後の対応も迅速に行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

学校施設にかかります、公共施設の樹木について答弁させていただきます。学校におけます樹木の健全性についての確認、点検については、学校では、管理職において目視によるもの、また、造園業者を

通して樹木の状態の確認点検を行っているところでございます。地域住民からの通報また、確認点検後、樹木の状態により、倒伏、また、日照不足や落ち葉による隣接農地への生育障害など、様々な支障が生じると危惧される場合には、教育委員会事務局と情報共有をするなどして、剪定、伐採などの手入れを行っているところでございます。教育活動や施設利用者等への安全性、また防犯性の確保、また、施設周辺との景観保全を行う上で適切な維持管理を行っているところでございます。今後、樹木の成長により、大径木や老朽木なども増えて、強風時に倒伏する危険度が高まると予想されます。施設においては、事故防止に努めるとともに、随時、樹木の状態を確認して、それに対応した適切な維持管理を行うことが重要と認識しております。学校施設管理者としての、その責任の重要性を十分に意識して、迅速に対応していきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

公共施設の危険木についての点検はされていることなので、承知をいたしました。事故が発生してから、原因追及しても、時間と経費がかかるばかりですから、引き続き、定期的な点検は欠かすことができないと思っております。次の質問項目に移ります。支所管内の水道等の災害対応についての質問でございます。令和5年度から、これまで、加計支所、筒賀支所が担っていた上下水道、道路の維持管理事務事業が本庁の事務事業に移管をしました。事務事業の一貫性、効率化を図るための改革ということで理解しております。確認の意味を込めて質問をさせていただきます。上下水道の災害対応について。上水道につきましては、水源地配水地、下水道につきましては、処理施設等、町内広範囲に点在しておりますが、災害時の対応について、支障はありませんか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、支所管内の水道等の対応について、上下水道の対応についてということで質問をいただきました。昨年度まで加計支所、筒賀支所、各支所におきまして、業務を行っておりました上下水道事業につきましては、令和5年度、今年度より、本庁建設課へ事務の合理化などにより、集約を行ったところでございます。上下水道事業の施設は、ご指摘のように、いずれも、町内各所の広範囲に点在しております。例えば、国より義務づけられております、上水道施設の週1回の点検につきましては、各施設の課題などを、昨年度内のうちに各支所よりデータ収集をいたしまして、現在行っている点検に役立っており、常日頃からテレメーター、遠隔監視装置ですが、こちらの定期的な監視により、状況の異常を注視しておるところです。また突発的な、水道管の漏水の対応につきましては、今年度より、広島市水道局より派遣をいただいております、職員の方の指導によりまして、迅速な対応ができており、復旧を行っておるところです。現在のところ、課内での情報共有によりまして、これらのことは対応できておりますが、いつ何どきどのような大きな緊急事態に遭遇するかの可能性もございます。その際には、各支所や、関係課と連携を図り、役場全体での対応や、近隣市町との応援体制も視野に入れながら、対応に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

続いてお尋ねをします。道路維持管理について。道路維持につきましては本庁の事務事業に移管をしました。通常はこれまでと変わることはありませんが、仮に町内で広範囲にわたる気象災害等が発生した場合を想定したとき、支所管内を含めた広い範囲の災害に迅速な対応が可能か否か、気になるところでございます。災害時の支所管内の道路維持管理のあり方について、答弁を求めます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、続きまして、道路維持管理につきまして、質問をいただきました。道路維持管理につきましても、今年度より、本庁建設課において集約して対応しております。住民の皆様や各支所からの情報による道路施設への異常を入手した場合には、建設課土木係の職員によりまして、現地を確認をいたします。その対応を、維持補修の対応に当たっているとございまして、議員よりご指摘、ご心配をいただいております、異常気象による災害が広範囲に発生した場合の対応についてでございますが、こちら警報発

令時には、建設課内におきまして、役場待機の当番体制を整備してございます。情報を入手し次第、職員が現場に向かひまして、やはり事業者への指示を行っているところです。広範囲のため、対応が遅れると想定する場合には、維持管理業者の方を年間契約をしてございます。そちらの方へ指示をいたしまして、現地へ直接出向いていただくなど、ケースバイケースで対応し、迅速に対応できる体制を整えてございます。あと警報などが発令してない場合にも、やはり倒木など、維持業者の体制が発生することございます。その場合におきましては、宿直のほうから直接、土木係の担当の方へ連絡が入り、こちらでも対応できるように整備を整えておるところです。その後も、係内でいろいろ今頃DXとかございますんで、そちらのほうで情報も共有できるようにしてございます。いずれにいたしましても、住民の皆様や、通報される皆様にご迷惑とならないよう、連絡体制や、職員間、事業者の皆様と連携を密にいたしまして、迅速に対応できるよう、心がけてまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

角田議員。

○角田伸一議員

上下水道、道路の災害時の対応について、関係機関連携のもと、対応は考えてあるということでした。災害の多発が予想される時期になっております。有事のときのライフライン確保に万全を期されるべきと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○中本正廣議長

以上で1番角田議員の一般質問を終わります。50分まで休憩といたします。

休憩	午前10時44分
再開	午前10時50分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。4番小島俊二議員。

○小島俊二議員

おはようございます。2番目の質問、小島と申します。よろしく申し上げます。私が議員になりましたもう2年を経過するんですが、この2年間はコロナ禍に始まり、今コロナ禍に終わっているというような状況です。この間1番思っているのは、私、1年前に入院しまして、その間、コロナで、孫とも会えず、家族とも病院で会えず、これが1番つらかったという思い出があります。入院患者にとって、家族と会うのが唯一の楽しみだろーと思いますが、それが全くかなわない。広島市の病院でも玄関の窓口で窓ごしに電話で話をするというような状況なので、あれでも入院しとっても元気がでんということを感じました。その中でやっぱり現在の電子機器の発達いうか、ライン等で、孫と画面を通じて交流できるというのは非常によかったというふうに思っているところがございます。そういった意味でどんどんどん、町としてもそういったICT機器の活用を進めていっていただきたいと思っております。それとこの2年間で大きく変わったのが、やっぱり地域コミュニティの衰退でございます。役員さんもいろんな苦労されていろんなことをされておりましたが、コロナで人と会う機会がないんで、ついつい行事を中止してしまう。それが、復活できないというような状況が数多く続いておるところでございます。今加計市中の中央福祉会、三郷連絡協議会、川北振興会、この3振興会ともに、去年末をもって解散をされて今、各部落に振興会が分かれてると。要は3つですんでいたものが20なんぼの自治振興会で運営されとると。というような状況でございまして、その辺の再構築を何とかできないかというようなことを模索しているところがございます。それと個人的に1番ちょっとショックだったのが私議員になりました、なる前から加計高校にバレーの指導に行っておりまして、今の卒業した3年生割と強くなったんですが、この子たちが1番かわいそうだったのがコロナ禍で試合ができない。全く試合ができないというような状況がまねかれました。そういった子どもたちの運営が全くできなかったことに対して非常にショックを受けておるところでございます。早速質問に入りたいと思っております。町長が就任されて約3年がたち残り1年、となりましたが、この間いろんな出来事がございました。その中で今回5年、令和5年4月の組織再編で、支所の体制が大きく変わりました。この支所の体制について考えてみると、平成16年の合併時には、各支所に4課、加計支所に30人、筒賀支所に20人体制で約50人体制で支所を運営しておったという状況でございます。そして私も行政の中におりましたので行財政改革の中で、支所の縮小というのは進めてまいったところがございます。4課体制から、1支所2課体制に移行し、現在における1支所1課体制、住民生活課だけということで、支所体制は縮小をしましてまいりました。しかし、この5年4月から、加計支所、筒

賀支所の職員配置数は、5人と大幅に減少になっております。先ほどの上下水道業務、道路維持業務の本庁への集約、これは私も行財政改革なり効率性の観点から理解を示すところでございますが、地域の元気さからいうと、支所が5人という体制では、なかなか元気が出ないのではないかというふうに思っているところでございます。今回、支所の体制の大幅縮小の理由というかそういった理由についてまず答弁をいただきたい。また職員数の減少に伴い支所業務はどのように変わっておるのかということをおおよと具体的に述べていただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、ご指摘のとおりですね、この4月から、両支所につきましてはですね、上下水道の事務並びに道路の維持管理業務について、本庁に統合させていただきました。結果として、人数も減ってきてるわけですが改めて、議員ご指摘のように、合併当初は4課あったということをお伺いしました。そういった意味では本当に大きく、変わってきているなど改めて感じてるところでございます。当時は、ちょっとすいません、うろ覚えであります、たしか職員数は220から230ぐらいおられたんだと思っております。結果として、現状今140ちょっとということでございますので、これも一応、安芸太田町の定員管理計画に従ってですね、職員数をやはり、町民の数に応じて減らしているということでございます。職員数が減る、減りながらも、業務そのものはですねそんなに大きく変わるわけではないものですから、結果として、より効率的に回していく必要があること、さらにはまた、特に上下水道の管理にあたってはですね、24時間体制をしいられる業務でございますので、そういった意味では職員の働き方改革の観点からですね、本庁に集約する方が、より効果的であるという判断のもと対応させていただいたところでございます。そういった意味ではですね、やむを得ない取り組みと考えております。住民サービス、住民窓口というのが大きな住民との対面ですね窓口業務というのが今、支所の大きな業務であると思っておりますけれども、住民サービスについては極力影響がないように、取り組みをさせていただきたい。両支所長にもですね限られた人員ではありますが、最大限の対応をするようにということをお指示をさせていただいてるところでございますが、両支所長今日おりますので改めて、両支所長のほうからですね、決意表明も含めて、業務内容についても、話をさせていただきたいと思っております。その上で、私としては、確かに窓口業務がメインになりますけれども、それ以上に、今後はですね、各地区ごとの課題がやっぱりあると思っております。加計支所でありまして、加計のまちづくりの問題、あるいは、ちょうど今これも議員もご指摘いただいております加計の駐車場周辺でですね、たい焼きのよしおさんが移転をされたことも含めて、にぎわいが新たにできてるところでもございますので、そういったことも含めた、町づくりの関係、あるいは筒賀においては、今ちょうど筒賀の拠点整備の話させていただいてるところでございます。そういった地域地域の課題あるいは地域地域の活性化についてですね、これまで以上にかかわりながら取り組んでもらうということをお私のほうからも指示をさせていただいてるところでございます。改めて、両支所長のほうからも発言をさせていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

金升加計支所長。

○金升龍也加計支所長

はい、失礼します。先ほど町長からの答弁がありましたように支所体制が大きく変わった、大きく変わったといえますか、維持係がなくなって、5名になっております。そうは言いながらも住民さんからのニーズは変わるものでありませんので、これまで以上に関係部署との連携をですね、強化していかなければならないというふうに思っております。実際のところ5名で、正職5名ということなんです、加計支所では3名の会計年度任用職員さんを雇用しております。1名につきましては窓口にて座っていただいております。残り2名なんです、残り2名につきましては週1日ではあるんですが、有害鳥獣の業務を担っていただいております。この2名がおられなければ有害鳥獣の事務もですね、全然進まないというのが正直なところなんです。例えば、檻の設置、移動につきましてもですね、4人が取りかからなければ移動、檻の移動もできないようなことが実態にありますので、なかなかしんどい思いをしておるところなんです。例えば窓口の戸籍であるとか、税務の諸証明の発行件数を見てもみますと、4年度実績で約年間4,800件でございます。そうするとひと月当たり約400件、1か月20日で計算をすると、20件弱のですね、諸証明、それに加えて転入転出の業務もでございますので、なかなか来られるお客さんのですね、要望にお答えをするっていうようなところが、今精いっぱい支所ですね、実態になっております。そうは言いながらも、先ほど言いました

ようにですね、ニーズは変わるものではありませんので、しっかりと、不愉快な思いをさせることなく、努めてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

片山筒賀支所長。山本。すいません。ごめんなさい。間違えました。

○山本博子筒賀支所長

失礼いたします。筒賀支所より、報告をさせていただきます。4月以降筒賀支所では、会計年度任用職員1名を含む5人体制で業務を行っております。こちらの会計年度任用職員は週5、5日、勤務で、9時から16時の勤務となっております。窓口業務では、手続等によってはお客様をお待たせする時間が長くなる場合もございますが、正確で迅速な対応に努めているところです。また、住民の方からの連絡で落石や倒木、緊急を要するものについては、支所で対応が可能なものは実施、対応ができないものについては本庁建設課に連絡、即日対応したところもございます。先ほど加計支所長も言われましたが、有害鳥獣などの事務だったり、現地対応業務、あと、また災害等の緊急時においては不安もあるところです。有事に迅速な対応がとれるよう、今まで以上に関係部署との情報共有、連携に努めてまいりたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、両支所長、大変人数が減って苦労されておりますが、頑張ってくださいと思います。先ほど加計支所長からもあったんですが、加計支所と筒賀支所の人数が今一緒なんですけど、ちょっと昔の行政報告なんか見てみると加計支所の戸籍とか印鑑証明とかの取り扱い量というのが、住民票でいうと、筒賀支所が年間200ちょっと余りが加計支所長はもう1,000を超えるというような状況の中で、この5人という少ない人数で加計支所の職員、住民対応とか、そういったところは大丈夫なのか。また職員の休暇とか、その辺の体制等の不足した場合のまた本庁からの応援体制とか、そういったところが分かりましたらお願いします。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい。近年の行政事務は、非常に高度複雑化しております。そうした中で前回、この機構改革の話をする際にもさせていただきましたけれども、やはり教育といったものが非常に大事であろうと、人材育成というのが大切だろうということで、大幅な機構改革で、本庁にですね、集約したのもございます。そうした中でですね、窓口業務に関しましても、実のところ申しますと本庁窓口につきましては現在4名の体制をとっております。したがって、支所の休暇、また応援が必要な場合につきましては、住民課長と、各支所の方が連携をしまして、本庁から応援というところに対応させていただいている状況でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、住民の方をあまり待たせたりすることがないように頑張ってくださいというふうに思うところでございます。それと先ほどありました支所に残ってる業務のうち、有害鳥獣業務がまだ支所のほうへ残るとというような話でございましたが、この有害鳥獣についても、なぜ本庁のほうで集約出来ないのか。今の、5人体制では支所で有害鳥獣を仕事に担当すると非常に厳しい状況ではないかと思っておりますがその理由がありましたらお願いします。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、有害鳥獣につきましては、旧町村の流れを引きずっているのは実態でございまして、加計もしくは、戸河内、筒賀、それぞれ設置を、駆除会でありますとか猟友会とか、それぞれの単位でやっているというのが実情でございます。その流れを引いておりまして、現場の方へ出ておるところでございます。私ども、支所も一緒なんですけど、そういった住民の情報につきましては、早くですね、必ず行って、現場を確認するといったようなことが出てきております。先ほどありましたように、檻の設置とかってということになりますと、全庁で取り組むことですので、それなりの対応をしておりますし、私ども

産業観光課の職員の中にも、猟銃鉄砲の所持を許可をとったものもございますので、広範囲な活動を行っているところが現状でございます。しかしながら、先ほど両支所長の話もありましたように、これからの事務については再度、しっかり協議の上ですね、今後の行政事務、そういったところに努めていきたいというふうに思っておりますので、また時間をいただければというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、上下水道についても道路についても、今からが災害のピークの時期でございますので、その辺の対応が十分に図られるよう、要は直支所に電話したら、すぐ、ある意味すぐ対応してもらえるような体制ができるように、頑張ってくださいというふうに思うところでございます。両支所長もしっかり応援体制と、本庁の方へ依頼をして、すぐに対応できるように頑張ってくださいというふうに思うところでございます。それと先ほど町長の答弁の中で支所の役割として地域の課題ということがありましたが、さすがに窓口含めて5人では、支所の課題、いか地域づくりというのは対応は非常に困難ではないかというふうに思っております。もう少し上下水道、道路維持の本庁集約は致し方ないとしても、地域づくりの観点から、支所へのある程度職員の配置をされてはどうかというふうに思うところでございます。今後の支所の管内の元気づくりというようなところをどういうふうに取り組まれるのか、いうところをお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めてご指摘としてこれから受け止めさせていただければなと思っております。少ない人数で本当やりくりをしているというのは私自身も自覚をしております。その中でも特に、両支所長についてはですね、本当少ない人数の中で努力をしてもらってるなと思っております。一方で、できるだけ集約できるものは集約をしながら、残るものはやっぱり、今、議員ご指摘のような、各地域ごとの元気づくり、そこにどうやって人的リソースを割っていくかということ、1番いいのはご指摘のようにですね、人を配置するという事なんだと思うんですが、そこが限られた人数の中で、どうやりくりするかというのは、なかなか、まだ回答ができてないという正直なところでございます。他方今お話があったように有害鳥獣などについてもですね現状、捕獲班がばらばらというところが私なりにはやはり、ちょっと今の段階で集めるのは難しいかなと思っておりましたが、捕獲班再編、捕獲班自体も、各地域地域でやっぱり分割して動くということが、厳しい状況も聞いておりますので、そういったところの再編についてもまた今後、取り組んでいきたいと思っておりますし、そういう中で、地域づくりのある意味、職員を確保するという事でもですね、今後考えさせていただきたいなと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、1番目の質問を最後になりますが、道路維持も、本庁へまとまった。いろんな業務が本庁にまとまって支所長の権限と申しますか、その範囲をですね、人員はいなくても、道路の修繕であるとか、軽微なものについて支所長にある程度予算的に権限を与えて、ある程度判断できるように。前も質問しましたが、そういったことは可能でしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、支所長の権限ということでご質問ちょうだいいたしました。もとよりですね、予算に関しましては、支所管内の例えば維持でありますとか改良工事等々に関しましては、予算時点で整理をさせていただいてるところでございます。恐らく議員のご指摘はですね、緊急対応的なところの予算の部分を、おっしゃっていただいているんだと思っております。そういった部分をですね、やはり建設課の中に、予算を持ってありますけれども包括的に、これを実施することができるように、また協議調整を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて総務課長がお話をしたように、どちらかというともそもそも今回の事業の統合というのもですね、限られた人員の中でどう回すかということで人を集約したということもあるので、予算だけをつけてでも、予算をつければ結局はそれを使うためにやはり職員が必要になってくるので、どちらかとそれは今の事業集約するという考え方とは少し異なるのかなあと感じております。むしろ、これ統合するときにも話をしましたが、これ事務的にはあくまでも、集めさせてはもらいましたけども、それはある意味地域を代表する、地域として必要なものについてはですね、逆に、役場の中でしっかりと建設課なり、同行、交渉といいますか、地元の要望を、町民の皆さんに成り代わって、要求をしていくそれがある意味、各支所の役割だという話をさせてもらいました。直接予算を持っていないにしてもですね、自分の業務だという思いのもと、これ、この業務が必要なんだということをしっかりとまた、役場の中で話をさせていただきたいということをお私としても指示をさせていただいたところでもございまして、その上で、どちらかというともそういった道路維持とかの予算を各支所で確保するというよりはですね、その前に、議員ご指摘いただいた、各地域の元気づくり、そういった部分でむしろ今後、どう人員を確保するか、そういった部分をですね私としてはむしろ考えていくべきかなというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、理解します。要は予算を支所長に与えても、別に支所がその業務を発注してやらなくても、本庁に依頼するなりなんなりして要は、支所長の段階で判断して、できる予算を支所長にやっぱり権限を与えることがやっぱり支所長の立場も非常に色んなことできるようになるんじゃないかというふうに思います。昔は支所の人数多かったんで、支所長のある程度やっぱり権限を持って色んなことを言いよったんですが、今ちょっとすぐ範囲が狭くなり過ぎて、非常に厳しいんじゃないかというふうに思います。支所の職員のやる気を出すという意味でも、少し権限を与えていただきたいというふうに思います。それと町長はしもトークで、相当町内回っておられまして、非常に敬意を表するところでございますが、町長の顔はだいぶ覚えたけどだんだん職員の顔が分からなくなってきたという町民が非常に増えてきているのではないかとこのように思います。やはりよく役場に来る町民の方はよく分かってくるがなかなか来ない住民の方の対応は分からないということがありますので、すぐには難しいですが、前からありましたやっぱ地域担当制なり、全町じゃなくてもいいですから、そういったものをもう一度少し検討してみたらどうでしょうか。最後の質問です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい。地域担当制については議会でも何度かいろいろな議員からご指摘をいただいたところでございます。改めてその有効性みたいなことはですね引き続き庁内ではいろいろな検討をさせていただければと思っています。従来の答弁の繰り返しでございます。一度庁内では挑戦をしたもののなかなかうまく進まなかったと。本来業務とその地域ごとの業務との兼ね合い、あるいは自分の出身地と担当になった場合の業務の兼ね合いといいますかですね、そういったもろもろのこともあって、なかなかうまく進まなかったということだと理解しております。一方で議員ご指摘いただいた、各職員の顔がよく分からないというのは、これは本当大変、重要なご指摘だと思っています。もっともっと足を運ばせていただいてですね、各地域に、職員自身が足を運ぶということをやっぱり重要だと思っていますので、どういう取り組みで、それを促すことができるのか、今後しっかりと考えていきたいと思っています。ありがとうございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

職員が住民の顔をよく分かるということであればいろんな話をしても、簡単などころもありますので、今の課長さん方はまだ地域に結構出られて住民の方と会話を交わされた機会がたくさんあったんだと思いますが、もう一つ一つ若い段階だということなかなか地域の方に出向くという場面が少ないんで、ぜひ若い職員に、そういった場の提供というか、確保をお願いできたらというふうに思うところでございます。

昔よく企画課長なんかと地域行って、大くじゅーくられてすごすごと帰ってきたことを、今ちょっと特に思い出してきたんですが、多分そういった住民の方と、大げんかじゃないけど言いあいをしてやっぱり住民の方と親しくなるというようなこともありますんで、若い職員にぜひそういった、住民の前に出るという機会をぜひ、設けていただければというふうに思うところです。2点目の質問に入ります。公設光ファイバーケーブル及び関連設備の民間移行への取り組みについてお伺いさせていただきます。安芸太田町の光ファイバーは、何年前かよく覚えてないですが、要は公設民营、町が光ファイバー網を整備をして、民間が運営しておるといような状況でございまして、当時町も財政難で、要は、民間事業者や補助金を払っていけば、前にも言いましたように、民間事業者が直接柱、光ファイバーを持って運営をしていくというようなことがございますが、当時設備で7億くらいかかったんですが補助金であれば15億くらい必要だということを民間事業者から言われてその辺の5億くらいがなかなか出せなかって、今の状況に至っておりますが、今となってみれば、少し思い切って投資をして、民間事業者に任せておけばよかったですのではないかとこのように思うところでございます。そういった中で現在町の光ファイバー施設なり、について、町としてどれぐらいの維持費を今支払って、年間支払っているのかという大分分かりましたら大まかでもいいからお願いします。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。公設光ファイバーに関するご質問でございます。公設光ファイバーの運営に関しましては、歳入部分と歳出部分がございます。歳入部分の主なものは、このケーブルをN T Tさんにご利用いただく賃借料が主なものとなっております。歳出部分の主なものは、やはり、保守の部分の主なものでございます。その差引きでいきますと、災害等による復旧に要する費用によって、災害の回数、あるいは場所などによって、年間でどこかございますが、多い年で1,900万。それから少ない年でも、800万程度の収支の差がございまして、マイナスの1,400万程度を、平均で言いますと、毎年かかっているという状況でございます。それで令和4年度末で、維持費に要した費用は、1億1,800万円余りを維持費に要しておるといことになります。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

この維持費というのは、施設の老朽化もあつたりしますんで、今後ますますどんどんどんどん増えていくことが予想されますが、現在の町と事業者のI R U契約の契約期間については、いつまででしょうか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい。現在契約しておりますI R U契約期間は平成26年から、平成26年8月29日から令和7年3月31日の10年となっております、令和6年度末に契約が切れるということになっております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、現状の契約先のN T Tとの施設譲渡の交渉状況については今どういうふうな状況にありますか。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、契約相手先でありますN T T西日本と継続的に協議を実施しておるところでございまして、昨年12月26日には、N T T西日本に対しまして、既設I R U設備における設備譲受検討依頼というの発出しまして、本年6月を目途に移行に係る費用の算定をお願いしているところでございますが、その準備を今、相手方の方でもらっているとございまして。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、N T Tとの契約が残り約2年だというふうに聞いておりますが、時間があるようでもうないん

ですが、この譲渡をするに当たって、手続的にどういうふうな手続を経ていく必要があるのか大まかでもいいですから大体、分かれば、要は、あるときやっぱり議会の議決が必要だろうし、あるとき協定みたいなもんが必要だろうし、分かる範囲で。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、議会の手続につきましては、少し、今後、確認をさせていただきたいと思います。現在手続といますか過疎対策事業債を、このケーブルには活用しております、その償還がまだ残っておりますのでございます。そして、そこの償還を、もし譲渡した場合には、一括繰上償還というような手続も、ある部分がありますのでそれと、契約期間を延長して、契約期間を満了して、それから、譲渡したほうがいいのか、その辺の確認をしていく必要があろうかと考えております。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

いろいろ手続論はあろうかと思いますが、民間事業者であるNTTさんに施設を、自営柱であるとか、線であるとかを譲渡するに当たって、まだ具体的にはなっていないでしょうが、NTTさんへ町から幾らぐらいを支払えば、譲渡を受けてくれる、要は町みたい町のように採算が合えば、当然取ってくれますが安芸太田町みたいな田舎の場合採算が合わないという地域が多いと思いますが、その辺でNTTさんとの、NTTから今担当者の方も来ておられるようでございますので、ぶっちゃけた話、どれぐらいのお金を支払えば譲渡を受けてくれるのか、また、NTTとして昔もあったんですが、要は各戸に端末をつけてくださいとか、要は加入促進というような、条件もつく場合があろうかと思いますが、その辺の話が出てくるのかどうかということをお聞きます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、移行に要する一時的なNTTへの費用の負担について、その部分も、今、算出をしていただいております。これまでの他の自治体の実績を見ますと移行費用が1億円を超しているというようなケースもあるようでございます。具体的な、費用の規模に関しましては、現在調査中ということでございます。以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

NTTさんへの負担金が億とする、億かかるとなると相当大きな負担感を感じるわけですが、将来を見計らって、やはり思い切って、その譲渡に向けた契約を進めていってまいりたいと思います。ただ、施設の老朽化とか、維持費の問題だけでなく、技術的にどんどんどんどん進歩してまいりますので、今後5Gであるとか、そういうところに対応するのをNTTなり民間事業者に任せておけば、その対応もあるし、災害時の対応も恐らく入るだろうというふうに思いますので、ぜひ、加計スマートインター、道の駅、それとダム建設が取りついたらばかりですが、それと同じようなレベルで、この光回線の維持管理、更新について、町長にもぜひ本気になっていただいて、更新をお願いできたらというふうに思うところでございます。3点目の新年度のイベント運営の再構築についてということでございますが、この項目大きな質問はないんですが、ここ3年間、各種イベントが相当数中止なり延期なりなっていました。地域でも、このイベントをどうするかという話合いはしてるんですが、町が補助金を出しておいたイベントが10なんぼあったと思いますが、今年度の開催見込み、中止見込みと今後の方向性についてちょっと最初にお伺いします。

○中本正廣議長

はい、菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、イベントの運営の状況でございます。お答えをさせていただきます。議員ご指摘のように町内、各イベントにつきましては、コロナ感染での3年の間、中止されていたと、延期されていたというふう聞いておりますけど、今年度から徐々に再開し始めております。町内外から誘客するイベントの事例を紹介をさせていただきますと、先日ですね、商工会主催の神楽競演大会については6月3日に実施され

ました。また、夏のイベントとして、7月16日は納涼加計まつり、8月5日にはですね、再々来祭ふれあい戸河内まつりは、開催を決定しているところでございます。また、スポーツイベントであります。恐羅漢山周辺を走る恐羅漢トレイルにつきましては7月30日、FunRideひろしまinやまがたサイクルは、8月11日も開催を決定しているところでございます。また、つつがふるさとまつり、龍姫湖まつりの秋のイベントについては、開催を予定して取り組んでいるところでございます。逆に安野の花まつりについては中止、今年度、つつが頭峡まつりについても中止、またしわいマラソンについても中止を決定しているところでございます。開催または開催予定のイベントにつきましては、これまで行っていた内容を変更をするためにですね、時間を短縮されるであるとか、開催場所の移動、お客さん呼び込むために新たな催しを検討されているのが現状でございます。しかしながら、伝統的に行われてきました例えば、つつがふるさとまつりについては、野菜の競り売りができなくなるのではないかというような議論もなされており、見直しも必要となっているようです。納涼加計まつりにつきましては、参加人数を考慮して、国道434号を利用せず太田川交流館かけはしの前の広場で開催に向けて準備をしていると聞いています。昨年度から実施しているイベントを拝見いたしますと、予想以上のお客さんが来られているように思っております。また、事業者自らイベントとして、毎月1回開催をしていたり、地域でもふるさとに帰ってもらおうと、自ら自主的に企画をしているイベントもあるように聞いております。町内の子どもたちにとっても、約3年ぶりのイベントを心待ちにしているようでございます。地域の高齢化でありますとか担い手不足により、各イベントに大変ご苦労されていると聞いております。どのような形態にするかは、主催されている方々のご判断が必要となっておりますが、やっぱり主催される方やイベントを支援する方々が楽しむことのできるような企画にしていくことが、今後の開催のポイントというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、コロナ禍で、縮小なり中止となったイベントの再構築するのは非常に厳しい状況ではないかというふうに思っているところでございます。町として町が主体となっていくイベントと、民間が主体となっていくイベントで結構色分けがされてるのではないかというふうに思うところでございますが、今後町の考え方としては、やっぱり民間を主体としたイベントを活性化していきたいというふうに考えておられますでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、安芸太田町が主体というよりか安芸太田町が事務局として各種団体の委員さんにご参集いただいて、実行委員会という形をとってですね、その後、祭りのイベントをするというのが、町が主催するというよりか、通念ではないかなというふうに思っております。やはりそれぞれイベントについても、相当な工夫、物価の高騰もあります。町の補助金では、これじゃ足りない部分で寄附をいただかなければいけないのではないかというような、相当、苦労してるというか、というようなイベントがございます。ご指摘のありました、このことを、民間委託の方に、民間委託してやると、少し経費の方が下がるのではないかというようなことでありますとか、ひょっとして、このイベントとこのイベント、あわせて、一体的にやるっていうのも、やはり検討していくふうな時期に来ていると思います。それぞれやはり歴史というものもあります。伝統的なものもありますので、そういったところはしっかりとですね、今後、補助金出したから終わり、というのではなくてですね、イベントが終了した後の各イベント、地域の方々のその思いといいますか、今後についてしっかりと、町としても、聞いて、私たちも意見を出させていきたいな、出させていきたいというふうに思っているところでございます。今のところは、現状としては、以上です。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、よく理解しました。加計地区でいいますと納涼加計まつりもそうですし五サー市もそうですし、その実行委員会自体が、立ち上げにくい状況になっておるところでございます。納涼加計まつりも、五サー市も各部落から、委員が出て、実行委員会を形成して運営をいたしておりましたが、その委員自体がもう出にくいというような状況になっておまして、非常に町内おる者として非常に悩んでおるとこ

ろでございますので、行政として、支援なり、アドバイスなりをしていただければ、地域でまた頑張ってみようというふうに思いますので、ぜひコロナが開けて、交流も活発になってまいりますので、もう一度安芸太田町に、各地に元気が戻ってくるように、みんなで頑張っていきたいというふうに思いますので、何とか知恵を絞っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。ちょっと早いですが私の質問これで終わります。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で4番小島俊二議員の一般質問を終わります。午後1時半まで休憩といたします。

休憩	午前 11時39分
再開	午後 1時29分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。7番影井伊久美議員。

○影井伊久美議員

皆さんこんにちは。7番議員影井伊久美でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しておりました、林業・森林管理についてと、定住人口対策についての2題について一問一答方式で順次質問してまいります。まず、1題目、林業・森林管理について。本町の総面積は341.89㎢で、このうち、森林面積が、302.39㎢と、町土の88.4%を占めております。山に囲まれた本町においては、環境保全、防災や産業、様々な観点から、林業にまつわる施策を打たなければならないと存じます。中でも、町長の肝いり事業、自伐型林業は年々注目度が高まっており、本町の取り組みは先進的と言えます。町長就任以来、自伐型林業を推進してこられておりますが、しかし、なかなか町民や町内林業関係者、山主などへの浸透率や理解度は低い状況ではないかと思えます。令和3年度より、断続して取り組まれている小規模林業支援事業がありますが、有効に施策展開を行うには、進め方にもう少し工夫があるのではないかと。また、本町における森林のあり方、目指すべき方向性をみんなで話し合うべきではないか。そういったことを出発時点で、体制をとれなかったのはなぜかといった視点で、4項目について質問してまいります。まず、1項目に、小規模林業支援事業の現状について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、林業・森林管理につきまして、また、小規模林業支援事業の現状についてのご質問でありましたので、答弁をさせていただきます。町では、森林保全と森林経営を両立できる環境づくりを進めるため、森林の管理や経営を自ら行う自伐型林業の普及を、小規模林業支援として進めているところでございます。経営の特徴は低い間伐率で、何度も間伐を繰り返していく長伐期多間伐施業によるものです。通常、皆伐すると、その後の下刈りなど、保育事業に経費が多くかかることから、皆伐、再造林という施業工程を回避し、間伐で利益を継続させていく管理手法となります。本町としてはまず、そうした自伐型林業に興味を示してもらい、その関係者を増やしたいとのことから、令和3年度から、小規模林業支援事業として必要な林業技術の取得について支援を行っているところであり、チェーンソー講習、伐倒技術、木材の搬出や森林作業道の設置研修により、参加者の多くも継続して参加され、実践技術のレベルも上がっているところでございます。さらに昨年度からは、作業道づくりにも支援を開始しているところであり、メートル当たり2,000円の補助を行っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、課長の方から、事業の内容、また、自伐型林業の特徴について、簡潔に触れていただきました。午前中にはですね、同僚議員からの質問に対し、自伐型林業の具体的な特徴を町長の方から述べていただいております。昨年度から開始された1m当たり2,000円の補助は、ほかの市町の事例を調査したところ、先進的な取り組みであると言えます。ではですね、研修会にまつわって、3点、重ねて質問いたします。1点目。参加者数、うち町内在住者はどれくらいおられるのか。2点目。町外からの参加者は、本町に移り住み施業を行っていく気があるかないかなどといった意向調査はなされているのか。3点目、研修会参加者などからの感想、ヒアリングなどは行っておられるか。以上3点について答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、自伐型林業の研修を中心に、3点ご質問をいただいたところでございます。まず1点目、参加者数ですね、うち町内在住者ということで、どれくらい参加されてるかということでございます。この研修っていうのは、いろんな研修を繰り返します。例えば、チェーンソー講習を参加するけど、先ほど研修を行わない、そういった選択できる研修でございますんで、延べの人数でお答えをさせていただきたいと思います。まず、参加者数、令和3年度、延べ107名の参加者のうち、町内在住者の方が40名、約37%となっております。令和4年度の参加者については、延べ94名ですね。そのうち、町内が34名ということで、36%から37%ぐらいの推移で研修を受けておるのが実態でございます。2点目ですね、参加者のうちで、意向調査、本町に移り住み、そういったことを行ってるか意向調査をなされてるかというご質問でございます。研修の初めにですね、まずオリエンテーションを行って、どういう思いで自伐の林業の研修会でありますとか、本当に自伐型林業としてやられるのかというような、参加動機などを聞いているところでございます。その中でございますけど、研修会2年やりました。まず令和3年度の研修受講者については、自伐林業の研修後ですね、本町へ移住して、現在、林業の林業事業体で勤めておられます。1名です。また令和4年度の自伐型研修、受講者の方がありまして本町のほうに、取り組み意向があるというような方がいらっしゃいました。その後、町が募集する地域おこし協力隊員として採用され、現在、自伐型林業の団体のほうに所属して活動を始められているのが実態でございます。3点目ですね、研修会に実施して、参加者からの感想でありますとか、ヒアリングは行っているかというようなご質問だったと思っております。令和3年度で2回、令和4年度で2回、計4回のアンケート調査を行っているところでございます。研修会の参加動機、そういったことにつきましては、自己所有林、これからの管理や手入れについて研修したいという方。最近注目されてる、自伐型林業への興味から、薪づくりそういったところもしたいというような思いで参加されたことが、調査の方で分かったところでございます。そのほかですね、自伐型林業の実践の実践に向けて、町や研修内容、町が行う研修内容でありますとか、町が行う自伐型林業への支援についての要望が多くございまして、そういった意見をアンケートで伺っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、どの項目についても実施されておるということで、一定の効果があるというふうにお聞きしました。しかしですね、研修会の参加者は町外から来られる方も多いと聞き及んでおります。本事業によって、住民はどんな利益が得られるのか。こういったことを具体的に明確にしていく必要があると考えております。そこでですね、次の2項目の質問を町長にお伺いしたいと思います。自伐型林業を推進する目的や具体的な成果目標をお伺いします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、小規模林業の目的ですとか成果目標、ご質問いただきました。そもそも林業自体が、今新しい時代に向けてですね、どういうスタイルをとるべきかということ全国的に模索してるという話は、角田議員のご質問のときにもお答えをしたとおりでございます。我々も、ある意味そういったことをまさに今模索しているところでございまして、もうちょっと話をさせていただくと、もともとはですね当時民主党政権の頃から、実はいろんな取り組みがある中で、儲かる林業というのを打ち出されてですね、どうやってそれをするかという、いわゆる高性能林業機械を導入をして、先ほどもお話をしました、木材を大量生産することによってコストを下げ、そのことで、儲けを出していく。もう1つは、林業というと山、自然を相手にする産業なんですけど、どちらかというと、今の高性能林業機械導入によってですね、木材を工業製品的に計画的に出すことによって、より工業化にマッチしたような、そういう林業を目指そうという動きがあったように思っております。現状もそういう取り組みの流れが続いてきていて、実はこれはヨーロッパでは、かなりうまくいってるという、評判の取り組みだったんですが、蓋をあけてみますと、例えば日本のおり急峻な地形が多いもんですから、そういう地形になかなか今のヨーロッパで通用した機械が合わなかったりとか、結果として、高い林業機械を購入することになるので、それが経営に重くのしかかってくる。さらには、効率を求めるという意味ではどうしても皆伐をすることになるんですが、そのことによって、かえって災害の原因になってるんじゃないかというもろも

ろの指摘があったように思います。そういった意味で、残念ながらこの路線がなかなか当初思っていたほどうまくいってなかったのではないかと感じております。それに対応する上で、私自身が注目をしたのが、先ほどから、ご質問いただいております自伐型林業で、その特徴は、今申し上げたとおりでございますが、それ以外にもですね、最低限度の作業道で搬出を行うという意味で、山にやさしいというご指摘ですとか、あるいは、事業体に入らずに、個人で作業する方が多いので、そういった部分が、特に今の若い人たち、あまり組織に入らずに、自分のペースで仕事をする。そういう部分は、むしろ今の若い人たちにも合っているのではないかなというふうに感じております。そういったもろもろの特徴があるものですから、最初の小規模林業推進の目的というところに戻りますけれども、改めて、多くの地域が、今の時代に合った林業スタイルを模索されてる中で、本町としても、ほかの地域がやってないような独自の取り組みによってですね、ある意味、食べていける林業が何とかこの町で確立できないかということで、取り組みをさせていただいてるつもりでございます。そういった意味では、具体的な成果目標という話になりますけれども、もともと林業にはいろんな何て言うんでしょうか、町としてあるいは、求めるものがございます。まずは、生業として成り立つということももちろんありますし、それから、ご質問の中にもありました、環境維持、あるいは山を管理していくという観点もあろうかと思えます。そういった意味では、本町的にもですね山たくさんあるので、管理をやっぱりしていく、そのためには、大量にやっぱり木を切っていくということも必要なんだろうと思いつつも、私自身が特にこの小規模林業あるいは本町にとってふさわしい林業というのは何かを考えたときには、むしろやっぱり、移住定住の促進、魅力ある雇用の確立ということをやっぱり大きな、私自身も期待をしているところでございまして、そういう意味では、この若い人たちにとってですね、山林での仕事が魅力的な就職口となって、移住増につながっていくというのを、特にこの自伐型林業などでは、期待をしているところでもありまして、先ほど議員が問いかけていただきました、何人の方々が、研修を受けておられて、そのうち何人の方々がいる意味町内で仕事をされてる、あるいは移り住んでいくのか。私もそういったところは気になっているところでございまして、ぜひ、こういう自伐型林業を進めることによって、特にこういう自伐型林業したいという方が、まず考えたときに、それは安芸太田町でやってるからぜひ安芸太田町に行ってみよう、というふうに思ってもらえるような、真っ先にですね本町思い浮かべていただくような、そういう取り組みをこれから進めていきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議員

影井議員。

○影井伊久美議員

町長おっしゃられるようにですね、自伐型林業の関心度は、特に若い世代で高まっておるような状況です。そんな中ですね、何度も申しますが、本町での取り組み、政策としては非常に先進的であると思ひ、私も意義あるチャレンジだなと感じております。ちょっと確認なのですが、先ほどおっしゃられた町長の答弁から、要するに目的は、自伐型林業と言えば安芸太田町というブランディングを図ったり施業者の活躍を支援するといったことで、成果目標の1つとして自伐型林業を入り口とした移住定住を推進するといったことでの理解でよろしいでしょうか。ちょっと話が熱の入った答弁で、行ったり来たりでちょっと分からなくなったので、いま一度、端的に目的成果目標について、求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

大変失礼いたしました。改めて、目的はですね、あくまで本町にあう林業のスタイルを確立していくあるいは模索する、その一つの手段として、自伐型林業にチャレンジしてるということです。とりわけ、自伐型林業に求めているのは、移住定住、魅力ある雇用として、多くの若者を引きつけるような、そういう業務というのを特に、林業として確立してもらいたいんですけども特に自伐型林業にはそういった部分を求めていきたいなと思っております。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、何度も失礼いたしました。もう何度も申しますが本当に政策は、他市町から見ても、非常に先進的であります。であるからこそ、こういったところ、明確な目標や、目的、これらを周知することで、林業とは直接的に関係のない住民の皆さんにも自伐型林業への興味関心を持っていただく、こういった取り組みも重要ではあると私は感じております。自伐型林業という名称がひとり歩きをし、実情は全く

分からないといった声もよく聞かれます。我が町で展開されている事業の目的を知り、それを誇りに思えたとき、波及効果はさらに高まると考えます。他市町からのさらなる注目度を高めるためにも、まずは1人でも多くの住民理解、興味関心を得られるような取り組みの必要性はどのようにお考えか、ご見解をお願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めてですね、こういう自伐型林業という取り組みがもっともっと、町民含めて、広げるべきではないかというご指摘、誠にごもっともだと思っております。実際に、まだまだ関わっている方々が少ないわけでございますけれども、本取り組みを通じて、町民の皆さんに知っていただいて、また町民の皆さん関心持っていただいた方に、今進めているような研修にもご参加いただいて、まさにプレーヤーとして参加していただくということも大変重要だと思っております。1つこれまで2年続けてきましたけれども、逆に言うと、ようやくではあるんですが、そういった自伐型林業に関心がある方々、あるいは町内で実際に自伐型林業に取り組んでおられる方々が、今年に入られて、安芸太田町の自伐型林業の推進協議会というのを設立をされました。そういった意味ではようやく、町内でも少しずつそうは言いながらも関心が広まってですね、実際に作業される方あるいは特に、山の持ち主さん、がそういった推進協議会の中に会員として入られてですね、これから普及も含めて、取り組みをされると聞いておりますので、そういったところとまた、何ていうんでしょうか、連携もさせていただきながら、周知を図っていく、さらに言うと、実は町内、自伐型林業の特徴の1つでご紹介したように、大きな設備投資がいらないものですから、参加のハードルが低いというのがありました。これ逆に言うと、町内の方でも、これまで林業に携わっていなかった方でも、自分の山を持っておられればですね、自分で管理をするという、そういう、取り組みというのも期待をしているところでございまして、そういった展開をしていくためにも、改めて、議員ご指摘のとおり、町内でもこういった取り組みがあるということをしっかり普及をしていく。昨年で言えば、年度末に自伐型林業フォーラムみたいなこともさせていただきましたが、そういった取り組みがやっぱり必要ではないかと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、では次にですね、3項目の、町内林業関係者との連携は十分に図れているのか、現状についての答弁を求めます。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、町内の林業関係者との連携は十分に図れているかというようなご質問でございます。繰り返しになります。町長も先ほど申しましたが、これまで自伐型林業の取り組み、例えば、フォーラムを開催してですね、町内の方にお越しいたごいて、活動報告をしたりですね、また地域おこし協力隊の隊員の方にも、自伐林業の報告、そういったことを通じてですね、現状の方について、町民の方へ報告しておるところでございますが、少しずつ、こういったところも成果があるというところから、森林所有者の方も、自伐林業に興味を示している方、徐々ではございますが増えてきているという認識でございます。したがってフィールドとして提供されている、そういったところが出てきたというのが、ケースとしてあらわれてきているのではないかなというふうに感じておるところでございます。関係者との連携ということで、町内林業事業体とも協力を模索するために協議の場を設けております。こういったことがきっかけとなってですね、先ほど町長申しましたように、今年4月に、森林所有者と林業者による安芸太田町の自伐型林業推進協議会が設立されたということで聞いておるところでございます。活動内容でありますとか、具体的な要望もうちの方へいただいております。正式会員かどうかちょっとその辺のところを確認しなければいけません、町内の方22名の方が、この要望に協力されたというふうな話を聞いておるところでございます。早速ですねこの協議会から、自伐型林業の振興に向けて要望も先ほどありましたようにいただいております。町といたしましても引き続き、協議の連携をしながら取り組んでいく考えでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

町長の方からも課長の方からも、答弁ありました、安芸太田町自伐型林業推進協議会が設立され、連携をとりやすい状況であるということがうかがえました。ですが、自伐型林業推進協議会と、そのほかの事業者との連携も重要ではないかと考えております。他の市町はどのような状況か、聞き取りをしてまいりました。3月に津和野町、先月は、三次で開催された自伐型林業フォーラムに参加させていただき、実際に施業をされている事業者などにお話を伺う機会をいただきました。津和野町では、規模の大きな事業は森林組合で、小さな事業は自伐型林業で、といったふうに、両輪でバランスをとっておられる。フォーラムでは、庄原市の事業者のお話を伺いましたが、森林組合から仕事を受けることもあるようです。またですね、兵庫県のとある森林組合内には、自伐林業班ができたといった情報も聞き及んでおります。このように連携をとり、共存しながら、山を守っていく体制が整えられております。そこで、次の質問、4項目に移ります。自伐型林業、森林組合、そのほか林業事業者、森林所有者などで、まずは、今後の森林維持管理について協議する場を設け、それぞれの特性を活かし、本町の森林を守っていく体制を整えるべきと考えますが、ご見解を伺います。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて多くの関係者自伐型林業を含めたですね、関係者が連携をしながら進めていく、この本町の山を管理していくというご指摘でございました。誠に、ご指摘、ごもつともだと思っております。今後の森林管理、維持管理はですねやはり森林に関わる全ての方々と連携しながら進めていく課題だと思っております。ただご紹介いただいたようにですね、ご紹介いただいた例えば津和野町は、実は本町に先立つこと10年以上前から、自伐型林業に取り組みをされて、それこそ地域おこしのような制度も使いながらですね、続けてきたという背景がございまして、その意味では我々よりも10年以上先に、もう既に、始められたからこそある意味、認識なり周知が広がってるから、今のような状況があるんだと思っております。我々もそういった意味で後を追いかけたいと思っておりますね、なかなか一朝一夕にはいかない、積み上げていくしかないなという思いを持ちながら、取り組みをさせていただいてるところでございまして、この本町における自伐型林業も、本町での支援というのは、これでようやく3年目でございますが、特に広島県内ではですねまだまだ自伐型林業そのものの認識が進んでいない、あるいは、先ほどご紹介いただいておりますこの推進協議会のような自伐型林業の関係者による集まりというのもですね、県内で初めての試みでございました。そういった意味で、これからと思いつつ、一方で既に町の方ではですね、こういった林業の関係についてのご意見を伺う場というのは、農林業振興対策審議会を設置をさせていただいて、その中で、様々な、意見交換をさせていただいてるところでございます。そういった意味では自伐型林業もまだまだ町内でしっかり広まっていましてですね、そういった審議会の方にもご参加いただけるだけの活動の場を、広げていただきたいなというふうに思っておりますし、それに行く前にもですね森林組合はじめ、これも、角田議員のところでお話をさせていただきました、それぞれの特徴がある、やはり取り組みだと思っておりますんで、それぞれのよさを活かすようにですね、連携できるような場というのをまた考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

安芸太田町自伐型林業推進協議会のご参加を促すような取り組みでですね、農林業振興対策審議会においての、議論が活発になると感じます。積極的に進めていただくことを求めます。加えて、机上の空論とならないよう、また将来に向けての議論ができるよう、実際に現場で作業されている方や、町内の若手林業家、地域おこし協力隊など含めた上で議論していくことも重要かと感じております。この点に関し、再度町長のご見解を求めます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、これまたご指摘をいただいたとおりだと思っております。現場の声もしっかり伺いながらですね、そういった意味では、先ほど課長も話をしたように、自伐型林業に関していうと、今の協議会を中心に、要望といったものもいただいているところではございまして、そういったものもまた中身を吟味さ

せていただきながら、自伐型林業をまたできるだけ町内で普及できるような、そういう取り組みをしていきたいと思っております。大きなやっぱり、そうは言いながらもですねある程度、周知をされる、関係者が増えていく、そういった動きになっていかないと、なかなか農林業振興対策審議会に入っていたいてということになるのは難しいのかなと思っております。そういったことも含めてですね、今後そうは言っても私も、期待をしている取り組みでございますし、また現場の声という話がありましたが、私も一時期は実際にかじっておりましたものですから、そういった意味では、現場の声も大事にしながら、これから取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、お言葉いただきましたので、先ほどですね、ご紹介した津和野町の方ではですね、やはり10年前からやっているということもあるんでしょうが、お互い牽制し合うのではなくてですね、共存という考え方のもとで、施業を進めていくことで、やっとながきれいになっていく、そういうふうにおっしゃってございました。そしてですね、今後、資源の有効活用を考えたとき、バイオマス事業なども視野に入るかと思えます。先進地では協力体制を整え、実施されております。本町においては、先進的な政策、取り組みであるからこそ、まずはこの土台となる協力体制を加速させる場づくりを積極的に進めたいと、再度、申し添え次の質問に移ります。2題目の定住人口対策について。本町にとって最重要課題である人口対策ですが、近頃移住された方が、数か月という短い期間で転出されるケースがあると心配する住民の声が届いております。転出される方にも、それぞれ理由があるとは思いますが、どういった理由で転出となったのかを把握できていないと、有効な施策は打てないと考えます。まず、1項目に、移住者の転出理由についての調査、検証はなされているのか。なされておればその内容について伺います。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、移住者の転出理由についてのご質問でございます。町では、広島県人口移動統計調査の乙調査というので移住者の転出理由を調査をさせていただいております。乙調査の対象は、住民基本台帳に基づいて、転出入の届出を行う人で、移住前後の住所地、移動理由、移動者の性別、生年月日について調査をしております。そのデータは市町でも確認することができることとなっております。この調査によりますと、過去3年間の転出理由で、割合として多いのは、就職が19.3%、転勤が12.5%、婚姻関係が10.2%、転職が8.4%、住宅事情が7.6%と続きます。ちなみに、県の平均との比較で言えば、本町は、入学、転校が、県の平均の1.4倍、介護が県平均の2.4倍といった特徴があります。これは加計高校の存在と、それから、介護につきましては、町外に本拠を持った若い世代の方が高齢の親などを近くに呼び寄せる、そういった動きを反映しているものと思っております。また、平成26年度からは、安芸太田町人口移動に関するアンケート調査として、町独自調査を行っております。町の暮らしで、不安、不満な点や、安芸太田町に住んでよかったと思うこと、将来安芸太田町に再び住みたいと思うかなどの設問を設けておるところです。これらの調査結果を踏まえて、町としては、観光振興や、特定地域づくり協同組合の設立による魅力ある就職先の確保に力を入れたり、住宅整備を進めるなど、定住支援の取り組みを進めておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

転出者の理由や、数字については、広島県人口移動統計調査により把握されており、また、アンケート調査を独自にしておられ、この結果を踏まえて取り組みを進めているとのことでした。転出者全体の傾向は把握されているようですが、そのうち転入されたにもかかわらず、すぐに転出された方に絞っての調査は、現状行われていないと身受けました。理由が何であるか、情報を収集することは、冒頭にも申し上げたとおり非常に重要なことであると感じております。しかしですね転出された方に、後追いで、理由を伺うことは非常に困難です。日頃からのコミュニケーションが図れておれば、情報収集力も上がると考えます。実際ですね、移住者とよく会話したり、日頃から気にかけておられる住民さんは、事情をよく知っておられます。そのような住民さんや、また、地域の方と連携するといったことも重要だと感じております。日頃からのコミュニケーションということで、次の質問にも関係を感じますので、次

に進めてまいります。2項目の移住者のフォロー、これは現状どのような体制を整えられておるか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、移住者へのフォロー体制に関するご質問でございます。空き家バンクを利用されて移住された方につきましては、移住定住アドバイザーが訪問を行って、困っていることや、移住されての感想などを聞かせてもらっているということでございます。お話を聞かせてもらったアドバイザーの受け止めとしては、移住された方のほとんどの方が、本町を気に入っていただきまして、生き生きと生活されているというふうな受け止めでございます。一方で、移住された方が、数か月、数年で転出されるケースもございます。この場合、転出される前に相談されるというケースはほとんどないのが現状でございます。転出される要因を把握することが難しいのが現状でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、1項目では転出、2項目では転入後について伺いましたが、どちらの場合においてもですね、行政に直接相談しにくいといった声が、当事者または当事者から話を聞いた住民さんの方から届いております。ちょうど、移住定住アドバイザーに触れていただきましたので、3項目の移住定住アドバイザーについて、進めてまいります。先ほど課長の方から、アドバイザーの役割や、業務内容の一部に触れていただきましたが、このほか、どのような業務内容があるのか、答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、移住アドバイザーの主な業務でございますが、空き家バンクの相談対応、こちらは登録までの所有者との調整や、空き家の状況の確認などを行っております。それから空き家バンクの情報発信、それから、空き家バンクの今度は所有者ではなく、空き家バンクに入りたいという方の利用者の対応、それから移住希望者向けの情報発信、また先ほど申し上げましたように移住された方への訪問などを行っているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

はい、移住を検討される方にとって、本町のアドバイザー配置は、当初、先進的な取り組みであると評価されておりました。行政職員とは少し離れた距離感のアドバイザーさんに、ざっくばらんに相談ができるとの期待感があったようです。しかしですね、現状、先ほど伺ったように、空き家バンク業務を重点的に担われているといった状況。移住定住アドバイザーというより、実態は空き家バンク係のようにもとらえられます。特にですね、空き家バンクホームページ掲載までに職員が家屋の間取りや計測、状況調査なども行っておられると聞き及んでおります。そしてですね、企画課内にアドバイザーの席が設けられていること。これで本来のアドバイザーとしての職務が遂行できているのか疑問に思うところでもあります。移住定住アドバイザー、この募集がかかったときですね、実は私にもお声掛けをいただいたことがあります。当初、聞かせていただいた業務形態というのは、まずですね、庁舎内には席は設けない。相談者が出向きやすい環境をつくるといったこと。アドバイザーは、庁内各課の職務内容を網羅的に把握し、移住者からの相談内容に即した課へつなげ、詳細は課の方から説明してもらう、いわゆる窓口的な役割であること。地域に出向いていき、移住までのアシストや移住後のフォローこれについては訪問を行っているという先ほどの課長の答弁でしたが、移住者のみならず、地域からの情報も収集する、このような役割であると記憶しております。様々経緯を経て、現状のような形になっているかとは思いますが、次の2点についてどのようなお考えであるかを伺います。1点目、アドバイザー機能としてのアドバイザーとしての機能を十分に発揮していただくため、業務の効率化を図るためにも、空き家バンクホームページ掲載にまつわる業務、先ほど申し上げたとおりの内容です、を専門の知識を持った不動産事業者などに、委託業務として発注できないか。外部の力を借りることはできないのかといった趣旨です。ということと、2点目、利用する側、相談する側の視点で考えたとき、例えばアドバイザー窓口を、道の駅の一角などに設け、気軽に相談に行けるといった、こういう工夫ができないか。以

上、2点について答弁を求めます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、アドバイザー機能のうち、空き家に、空き家バンクの登録に関するもろもろの業務で、外部に委託できる可能性があるものは、委託してはどうかというご質問ですが、これにつきましては、考えてまいりたいと考えております。今、VRといひまして、ご自宅のパソコンからずっと家の中をまるで家の中歩いているかのように見えるような技術も、今年度から取り入れまして、これによってかなり、訪問をされる前に状況を把握していただいておりますということがございますので、かなりの覚悟といひますか、もう借りる気持ちを持った方が来られるというケースも増えておりますので、そういった形でできるだけ、利用しやすい状況になるための委託というのは今後検討してまいりたいと思ひます。それから利用する側に立って、例えば道の駅のような、気軽に訪問できる窓口を設定してはどうかと、いうご質問でございますが、これにつきましては現在、企画課では、定住促進係というのがありまして、係長とそれから職員1名、それから会計年度職員としてのアドバイザー2名の4人体制で取り組んでおります。この4名が移住相談の対応をしておるといふ実態がございまして、空き家バンクへのご案内などをした場合に、どうしても外出をしてしまうので、その4人が1つのチームとして、相談対応を受け付けるということを進めておひまして、そこがもし、人が少なくなってしまうと、留守に來られたりするケースが多くなって、なかなか丁寧な対応ができないということも考えられますので、その辺は慎重に考えたいと思ひております。それから、やはり、先ほど質問にもありましたように、移住の相談にこられまして、各課の方におつなぎする面でも、やはり役場に窓口がありましたら、仕事の面でも、すぐ産業の關係の方に相談に行ってもらったりとか、あとは、空き家に関しましても、宅地とか農地とか山林の所有の關連なども相談もありますので、そういったときに素早く対応ができるんじゃないかと考えております。特に先ほどもありましたように仕事に関する相談なども、今回、空き家バンクを通じて、特定地域づくり協同組合の方に、スタッフとして、つながっていったというようなケースもございまして、役場の担当課の方に窓口があるというメリットもございまして、気軽に対応できる窓口設定というの、バランスをとりながら、今後工夫をしてまいりたいと思ひております。以上です。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

利用者と相談者、また地域住民が訪ねて行きやすい環境を整備することで、生きた情報が収集しやすくなると考えます。その上でですねアドバイザーが地域の情報や意向を移住者の希望を把握し、効率のよいマッチングを行っていけば、ミスマッチや転出抑制にもつながるのではないのでしょうか。他方ですね、アドバイザーが地域の現状を伺って回り、自治振興会などと連携強化をしていく中で、移住定住の情報だけにとどまらず、多岐にわたる情報を収集できると予測します。午前中には、地域担当制度について、議論されておりましたが、この一端も担っていただけるのではないかと考えます。またですね、今あるものを最大限によりよく活用しながら、1つのアクションで多方面にアプローチできる事業運営が行えれば、職員の皆さんの負担軽減にもつながるのではないかと考えております。そういった観点からですね、せっかく設置しているアドバイザーという人員ですから、机に座ってはいできないような仕事を担っていただきたいと思ひております。昨年秋に視察で伺った福岡県那珂川市南畑地区ではですね、移住交流促進センターSUMITSUKE、平成29年4月から移住希望者の相談窓口機能と地域の交流機能を兼ね備えた施設を開設しておられます。常駐することにより、移住相談の窓口が広がったり、地域住民の来館も増え、それまで関わりの少なかった地域住民とのつながりもでき、成果を上げられております。結果、移住相談、移住希望者を着実に増やしておられます。特徴の1つとしてですね。ただ町に住む人を増やそうとしているわけではなく、自治会などの地域交流に前向きな若年世帯に移住してもらうことで、将来の地域の担い手をつくっていく、こういったビジョンを持たれ、窓口スタッフが対応に当たられる。このとき、移住希望の動機や、移住後のライフスタイルに関するヒアリングを丁寧に行われています。また、空き家バンクサイトでは、各物件が持つ個性など、数値できないすてきなポイントなどを発信されておられます。こういったことをアドバイザーが担える体制を構築していくことで、本町の移住定住事業も、よりよいものとなると考えます。そして、行政運営にもよりよい効果があると思ひております。先ほど課長の方から、検討する、今後考えていく内容もあるとおっしゃっていただきましたので、今後、検討される内容、結果、近いタイミングでのご報告をお待ち申し上げます。以上で私の一般質問

を結びます。

○中本正廣議長

以上で7番影井伊久美議員の質問を終わります。2時半まで休憩といたします。

休憩 午後2時18分  
再開 午後2時29分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き一般質問を続けます。8番田島清議員。

○田島清議員

はい、皆さんこんにちは。8番田島です。お願いいたします。それでは通告書に基づきまして一般質問してまいります。一問一答方式でお願いいたします。私は1題なんですけども、防災・減災対策ということで通告しております。まず、近年ですね、最近、この通告書を作る段階でですが、ニュースでですね、日本列島に北海道から沖縄まで、地震が多発しておりましたということで、ここに一番の発生のことを挙げております。地震といいますと、津波ですね、津波では東日本大震災で大きな被害を受けておりますけども、今は復興復旧ということで、防波堤、大きなコンクリートのものですね壁をつくったりしておられるようです。我々安芸太田町におきましては山津波ということで、先日、昨日ですね国交省の方のダム計画の説明会がございました。ということで最初にですね少しダムの捉え方についてお伺いをして討論して、議論していったらというふうに思っております。まず、1問目ですけども安芸太田町に関連するダムということで何基あるかということで、管理主体、また目的別に何基あるかということで、これは昨日の国交省の方の説明の中にもありましたので復習のような形になろうかと思っておりますけども、これについてお答えください。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

安芸太田町内に関連するダム、基数と目的を報告させていただきます。安芸太田町内に関連するダムは、7基ございます。まず、立岩、樽床、玉泊、柴木側、鱒溜、滝本、温井の7件となります。その内利水ダムが中電管理でございまして6基、温井ダム以外のものでございます。多目的ダムが温井ダムといたしまして、発電、飲料水供給などを目的としますダム1基、国土交通省管理となっております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、7基ということでお答えをいただきました。日本にはですね日本は大規模なダムがですね全国で3,130基あると言われてます。これは世界で4番目に多いダムの数だそうです。しかもですね完成後年数が、平均で111年、他国と比べても突出して、長い古いダムだそうです。設計、建設維持面ですぐれたダムは、軽く100年間、十分な役割を果たすことができると言われていますけども、撤去されるダムの増加が今後予測されるというふうな見方も出ております。国税庁の方の資産、耐用年数によりますとですね、コンクリート構造物については、耐用年数80年ということになっております。発電用ダムが我が町においてはほとんどでございまして、今後ですね、ダムが100年は恐らく大丈夫だろうと、構造的には100年でも200年でも鉄筋が入ってないんでもつというふうな見方もあるようでございます。日本で初めて撤去された荒瀬ダム、これは熊本県の球磨川にあるんだそうですけども、1954年に建設されたダムだそうです。環境面の問題から地域住民の反対を受け撤去されたそうです。その後河川の生態が大きく回復し、貝類やカニなども増えたことが示されておるそうです。この撤去の工事期間が6年間、平成30年3月に完了したそうです。予算が工事予算が100億円かかったそうでございます。今回ですね吉和郷ダムの建設計画に当たりまして、町長が昨日もお話しされたとおりに、命と暮らしを守るという安芸太田町民含め広島市ですね、多くの財産、生命を、守るためにはぜひ必要だということで、今までのダムの考え方として若干、我々のとらえ方も変わってくるのかなということで、私は以前、一般質問で、1,000年確率の災害について質問したことがございます。そういった意味でですね、災害対応についてはこういったダムもですね、当面は必要なのかなということをお前の説明会の中でも感じたところなんです。今後ですね受け入れるにあたって、もしを受けるとすればですが、受け入れるにあたって、今の

要するに吉和郷ダムについては、同じ河川にダムが2つ、目的は違うんですけども2つあるということで、今の立岩ダムについては、1939年に完成したダムだそうでございますので、84年経ってます。1番古いのは、王泊ダムで88年経って、まだ100年にはなってないんですけども、いずれにしても技術開発が進んで、発電技術がですね水力に頼らないものができれば不要になってくる。そうするとダム自体も撤去というふうな方向性も見据えて考える必要があるのかなと思いますが、町長の見解をお願いいたします。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、そうですね。なかなか長いタイムスパンのご質問だと思います。改めて今現状は、確かにかなり長い年数がたっているということでございますけれども、施設ごとに常時点検を行っておられるというふうに聞いておりますので、当面は、そういった面で機能的にも、十分対応に耐えうるものではないかなと思っております。今後については、環境面という話もちろんございますが、まずは、施設を所有されていらっしゃる、それぞれの皆様方がやはり考えられることだと思っておりますし、我々もまた、その状況、状況を踏まえながらですね、もちろん不要なものについては、撤去なり原状回復をしてもらわなきゃいけないということだと思っております。いずれにしろまた今後、まだちょっと先のお話かなと思っておりますので、これからまた、そういう面もあるのだなというのを改めて感じさせていただきました。検討していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

老朽化について安全性についてということで今、申し上げたのでこちらについては、飛ばします。続きまして2番目の流域治水について昨日も説明があったわけですけども、流域治水の考え方、範囲等の考え方を、昨日の説明のおさらいになるんですけども、また改めて町の見解のほうをお願いいたします。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、流域治水についてのお話でございます。気候変動によります水害の激甚化・頻発化を踏まえ、近年はあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる流域治水という考え方が対策の主流となつてございます。実際に、太田川流域におきましても、この流域治水を計画する推進することを目的として、国や県の関係部署並びに流域市町等で組織する太田川流域治水協議会が令和2年8月25日設置されており、町長も委員として参加しております。町といたしましても、流域治水に取り組むことは重要と考えておりまして、河川の氾濫を防ぐ、減らすための対策といたしまして、森林の保全整備、農地の保全を行っております。また、地域の豊かな自然と林業の魅力を子ども達に伝える児童の林業体験学習を実施しており、樹木伐採や切り倒した木を使って、コースターづくりの体験をしてございます。以上が状況でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、ただいま説明いただきました。森林の保全という部分で答弁がありました。私は勘違いをしておりましたので、流域治水のことを聞いたときにはですね、河川流域の例えば極端に言うのであればダムから下流側の河川の流域の中で田んぼとか公園とか空き地に水を流すとかいうことのような意味合いで思っておりましたけども、今答弁がありましたように流域の定義自体がですね、今の集水域、降雨域、全て対象になるというふうな、言葉としてはそういうことだというふうに解釈していいのかなということで、その確認を今一度したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい。議員おっしゃられましたように農地とかの、田んぼダムとかですね、そういうのも確かにございます。それらも含めまして、流域全体で、何て言いましよう、水害を防ぐためということで、流域治水全体で整備してまいりたいということを考えているようでございます。なので部分的ではなくて、中流部とか上流部とかいうことでなく全体の流域で考えてございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、私もそのような考え方に先日来の説明の中から感じておるところです。それで3番目ですけども異常気象による洪水と地球規模で発生する渇水に対して、森林整備による治水が有効と考えられますが、安芸太田町の現状についてはいかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、森林整備の関係、流域治水との関連についてのご質問でございます。森林整備は、森林を整備することは、水源涵養機能でございますとか、土壌保全機能の向上によって、土砂・流木などの河川への流入抑制となるため、森林整備は、流域治水の取り組みの一つでございます。本町でいいます森林環境譲与税の活用でございますが、意欲はなく災害の恐れのある森林の間伐、住居などへの被害を及ぼすおそれの木々の伐倒に対する補助を行っています。また先ほどありましたように自伐型、自伐林業育成による研修でありますとか、災害に起こりにくい作業道の開設、そういった研修、また開設補助、出荷運賃の経費の補助など、森林施業を行う者に対する支援も、流域治水に対する取り組みであるというふうに考えているところでございます。さらに、本町はナラ枯れやマツ枯れの原因となる病害虫対策も実施しております。広島県内でこの事業を行っている市町は、本町含めて6市町で、広島県の西部地区管内では、本町のみの実施でございます。森林整備の取り組みにつきましては国全体で遅れていると聞いているところでございます。現在、本町と太田川河川事務所の方で年2回の意見交換会を定期的に行っているところでございますが、河川流域のあらゆる関係者が協働して、治水対策を実施している状況でございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、治水対策ということでご答弁いただきました。この質問の3番目については今地球規模で異常気象が起こっているということで大変な豪雨に加えて、山火事が起こる干ばつ等の水不足の可能性もですなないわけではありません。そういった意味でこのわが町の森林保全については、非常に重要になってくるのかなということで、この質問を挙げております。それで今回のダム建設の計画にあたりまして新聞中国新聞あたりで挙げております。3案の中から現在の昨日示された位置のダム、流水型のダムということで示されたその理由の中にですね、流域治水、それから護岸の引堤とか、そういった下流側のもので工事をするにあたっては、住民のですね移転とかですね住居の移転とかそういった補償が大変大きく絡んでくるということで、1番効率的で効果があるという、意味で今の案を示されているというふうな説明があったように思いますが、その懸念するのはですね、現在のもし、計画が実施されるとですね、例えば前回の一般質問も、同僚議員からもいろいろありましたけども、河川内の流木等ですね整備、そういったところに対する予算がですね、削られてくるのではないかと。それもあわせてですね、本来すべきであってこのダムが工事が完了するのが、20年30年先というふうな話でございます。その間ですね、河川管理が、果たしてしてもらえるものかどうかという、非常に我が安芸太田町にとっても、不安な部分がありまして、その建設計画が始まったということで、そういったところが手薄になってくるというふうなことがありますとですねさっきの流域治水の森林保全の部分に対する施策についても、いろいろな弊害が出てくるのかなということを非常に懸念するものです。ダム建設自体が全国的になくなっていく中でですね、今回安芸太田町が先進的にこういった事業を、選ばれて進めていくわけですけども、やはり太田川流域という観点でそういう全体的なですね予算を20年30年の間も、管理予算をですねしっかりつけていただいて管理をしっかりしていただくということをしてですね町としても要望していくべきではないかというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、ダム建設に絡めてですね、それ以外の対策もしっかり、進めてもらうべきではないかというご指摘だったと受け止めております。まさにご指摘のとおりだと思っております。流域治水というのが、ちょっと別の見方をすると従来やっぱり河川管理者がやらなければいけない事業ということで、河川管

理者がやる堤防造ったりダムをつくったりという、そういう部分だけだったものを、そうではないと、流域に関係する全ての方々が参加をして、河川管理とは別の、森林保全ですとか、田んぼを活用したり、あるいはそういった様々な、本当に関係者、多くの関係者引き込んで全体的に取り組もうというそういう流れだと受け止めておりますが、当然、河川の氾濫対策というのは、ダムを作るだけではなくてですね、議員ご指摘のような樹木、河川環境内の樹木撤去ですとか、あるいは、昨日の話にも出ておりました、溜まっている土砂の撤去、そういったことによって、川の断面積そのものを確保するということが大変重要だと思っておりますし、そういったことをひっくるめて、全ての対策をとることが重要だと思っております。改めて、ダムはダムとして、それ以外の取り組みにもしっかりと、これ我々、引き続き、国なり、河川管理者に対してはですね、しっかりとお願いをしていきたいというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、吉和郷ダムについては答弁いただきました。先ほど来の流域治水に関連するかと思われませんが、4番の砂防ダム及び治山ダムの件についてです。昨日もですね国交省の説明等に住民の方からですね、縷々質問がありました。堰堤ということですけど砂防堰堤、治山堰堤、こちらですね個所数、その個所数についてお尋ねします。こちらのダムについても不透過型砂防堰堤と透過型砂防堰堤があるかと思いますが、割合についても一緒にお答えいただいたらと思います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、砂防ダムと治山ダムの個所数、まずお知らせさせていただきます。町内に設置されております治山ダムの治水ダムですね、治水ダムのうち、砂防ダムは、128基でございます。128基です。続きまして治山ダムは、町内で581基、合わせまして709基、砂防ダムが128基、治山ダムが581基、合わせて709基が町内に存在してございます。その中で治山堰堤は全て不透過型といいまして土砂をためる堰堤でございます。砂防堰堤の中には、不透過型砂防堰堤と透過型砂防堰堤、土砂を溜めるのと溜めないの。透過型といいますのは田吹の方にごさいましたり、あとは虫木の埵の手前の方の左側にありますけど堰堤の中ほどへ鋼製の支柱を立てたような、要は土砂通して流木などをとめる堰堤でございます。不透過型が114基、透過型14基、128基のうち、不透過型が114基、透過型が14基。割合で言いますと、89%不透過型、透過型が11%となっております。はい、基数については以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、不透過型が84%ということで、透過型については、割合は少ないんですけども、次の今後の浚渫工事の見通しについてということで、これは透過型ではないとは思いますが見込みについては見通しについてはいかがでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、今年度におきまして、砂防堰堤、治山堰堤の、土砂堆積の浚渫の事業は実施の予定はありません。言いますのは堰堤といいますのは正面から見て、中ほどでくぼんでおるのがほとんどでございます。そういう形でございます。そこは放水路というんですけど、そこよりも上にたまりますと、異常堆積ということで、土砂の撤去を実施検討、実施の検討をいたします。今回、砂がいっぱいになってる堰堤は幾らかあるのはあるんですけど、放水点の裏から、より上でなくて、すぐ裏から安定勾配でたまっておるものについては、土砂をいたしません。それで流域溪流が安定したということで、土砂がもし流れてきても、落差をつけて流速をおとして流れていくということになっております。砂がいっぱいになりますと、今度は次の上流に崩壊があるかないかという調査をしていただいて、堰堤が、必要であることなれば、堰堤を設置をいたします。堰堤の設置が間に合わなくて、やむを得ず撤去する場合もございませぬその安定勾配もたまった場合は、そういうルールで一応県の方はやっておられるそうです。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、今砂防ダムの治山ダムの構造について説明をいただきました。昨日もですね建設省あたり同じような説明をいただいておりますので、パンフレットの中にですねその構造について、詳しく図解入りでありますけども、残念ながら地元の方がですね、その構造、役割について、十分に理解ができていないわけではありまして、私の方の地元の方では殿賀地区の土石流災害を経験しましたので、土石流というのは1番先頭にすごく大きな岩が先頭に出てきてそれが、周りを壊しながら、出てくるわけですけども、それをとめる役目で、砂がたまっててもそこでクッションになって、止まってくれるんだらうなというふうなイメージを持っています。ですが、昨日の質問者の中にも町民の方の不安の中にもやっぱり、そういった構造的なものが、理解が十分できてなくて、いっぱいになってればもうそこを超えて、流れてくるんじゃないかという、不安があるんじゃないかというふうなことを感じています。多分30年前、40年前、そういったダムが砂防ダム等がたくさん作られて、現在に至っているんだと思います。砂がたまって、斜面をなだらかにして大きな災害を起こさないように役目を果たしているということを理解いただいてさらにですね、5番目にも入るんですけども、大雨の際にですね今の30年前40年前の雨の状況とですね現在の降雨、この前台風2号で人命を含めて、大きな被害が出されました。線状降水帯ですけども、今はもう逃げるのが1番で、その構造物によって、とめるというのは、まず、今の降り方ですとですね、なかなか、有効な手だてがないのかなというふうに、私自身も経験的に思うわけですけども、そうは言いながら何らかのですね対策をしないわけにはいきませんで、地元の安心安全のために、5番目になりますけども、計画的に除去を県に求めていく。または地元からですねそういった要望が出ているところについては、詳しくですね、県の方にも来ていただいて、説明を進めていくことが、住民の方の安心安全になるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、治山ダム砂防ダムの県の調査というか、点検なんですけど、砂防堰堤は定期的に5年に1度、治山堰堤については5年程度、5年を目安に実施をしておる定期点検を実施しております。その中で施設の老朽化だとか、先ほどの土砂の堆積状況を確認させていただいて、必要とあれば、そういう実施もしていただくんですけど、町といたしましては、それらも含めて、調査を実施していただいて、定期的というのは難しいんですけど、その必要に応じて撤去をしていただくような要望をお願いしていきたいと思っております。それと今朝ほども、町長とも話をしたんですけど、県農林と土木ですね、砂防は土木で、治山堰堤は農林局なんですけど、そちらの方へですね先ほどの説明会みたいなのを数多くの個所は難しいと思うんですけど、地域出向くのは難しいと思うんですけど、大きい場所でちょっと説明会を実施してもらおうように計画したいなと、土木の方へと相談してみたいなと思っております。それを実現するように頑張っていきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、こちらについてはですねぜひ昨日の説明会ではないですけども、そういった形でも結構ですので、非常に不安に思っておられる方を聞いておりますので、実施していくべきではないかと思えます。続きまして6番、ハザードマップの利用にあたり、各地域の住民に堰堤の役割と現状を示すということで同じことですけども、避難訓練に活かされたいということです。私も含めてですけども、堰堤のですね自分の住んでるところの谷に、どれぐらいの状況になってるかっていうのがですね、もうほとんど山に上がることがなくなりましたんで、以前は消防団等で点検等を、鎌持って入ってしてございましたけども、なかなかそこまで今の消防団もできてないのかなということでこの防災訓練、避難訓練等のときにですね、例えばドローンでそれを撮影したものを一緒に見てみるとかですね、そういった取り組みも必要になってくるのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、危機管理の担当課として答弁いたします。ハザードマップという話をいただきました。土砂災害が発生した際のリスクとして我々、ハザードマップといたしまして土砂災害警戒区域や、浸水想定区域、また先ほどから話題になっております、各堰堤ですね、こういったものを表示いたしまして、毎年

全戸配布をここ近年は行っているところでございます。コロナ禍におきまして、なかなか地域に出て説明することができませんでしたが、このハザードマップを用いてですね、今年度、今年度は各自治会と防災に関する情報交換を計画いたしております。危機管理室、特に室長のほうが出向いて順次地域でお話をさせていただき、感じておられる防災に関する課題の聞き取りや、ハザードマップに記載している災害リスクの見方、とるべき行動について情報交換を行っているという状況でございます。議員の方からお話をいただきました、ドローンを使った堰堤の撮影、こういったものもここ近年ですね、ちょっとさせていただきながら、各地域とも協議をさせていただき、状況を確認したりとかですね、避難経路等の確認といったものも検討しておるところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、ぜひこちらは進めて安心安全を確保していただきたいと思っております。それでは最後になりますけども、今度私の方の殿賀地区振興会でも、避難訓練を今月行う予定にしておりますけども、その会議にあたりましてこの問題がですね、議題になったんですけども、要支援者の名簿について国等がですね作成を努力義務として挙げております。令和3年に台風19号の多くの高齢者の被害の状況を踏まえた施策として市町村の努力義務を、個別計画として作成するように指導がなされているかと思っておりますが、我が町の状況についてお答えください。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、個別避難行動要支援者名簿の作成については、健康福祉課の方で担当しておりますので、私の方から答弁の方をさせていただきます。これまで、個別避難計画の策定、名簿の方につきましては、特に高齢者の中でも、介護認定を受けられて、重度の方でございましたり、また、障害手帳を持ちの方で、特に、肢体不自由であるとか、また、目の不自由な方であるとか、障害を持つ、特に耳の不自由な方であるとか、療育手帳でもかなり重度の方であるとか、そういった方を、個別に名簿化をしておりました。しかしながら、この名簿については、特に手帳等をお持ちの方の、個人的な、同意をいただいているものではなく、あくまでも、業務の中での、資料として、持ち合わせていたものでございます。国の方からの指導もございまして、個別行動支援者名簿の策定に伴う、個別の避難計画の策定におきましては、その策定において、どうしても避難が必要な方の名簿をつくるに当たり、特に関係される、居宅介護支援事業者でありますとか、障がいの方の相談支援事業所等の職員さんの協力もいただきながら、ご本人さんから同意をいただく中で、名簿の方を作成していかなければいけないというふうに思っております。まだまだ、状況としては不十分道半ばではございますが、早急にこの計画については作成してまいる所存でございます。以上です。

○中本正廣議長

田島議員。

○田島清議員

はい、この名簿の作成については非常に難しい、取扱いも含めてですね、避難訓練等に活かすにしてもですね、取扱いについても難しいというのは、重々分かっております。ですが広島県内で1番高齢化率の高い安芸太田町です。先進的にですね先進例となれるような取り組みをですねできるように努力をすべきではないかというふうに思います。これで私の質問は終わりますが、最後に冒頭でも述べましたけども、この防災・減災について最初に取り上げたのは多分、1,000年に1度の洪水についてということを取り上げたのが最初ではなかったかというふうに思っておりますが、ブラックスワンの原理というのが理論というのがあるんだそうですけども、これは白鳥、白鳥、水鳥ですね、これが黒い白鳥が、いるわけがないという中で、実際にいたらそのときに動揺してですね、混乱するというふうなことであります。1,000年に1度の問題を持ち出したときに大方の方がそんな1,000年に1度の話をここに出されてもという感じで聞かれていたのではないかなというふうに記憶をしておりますけどもやはり、今まで経験したことのない、要は現在に生きてる私たちが経験したこと、誰一人経験したことのない豪雨、それから、干ばつも含めてですね、今全世界で起こっている状況があります。町長が申されましたように、命と生活を守るというのが行政の第一の責任義務でもあります。この災害の時期に当たりまして私のですね所見を述べてですねこの一般質問を終わりたいと思います。

○中本正廣議長

以上で8番田島清議員の一般質問を終わります。3時20分まで休憩といたします。

休憩	午後3時 9分
再開	午後3時19分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。はい、6番、大江厚子議員。

○大江厚子議員

はい、こんにちは。最後の質問者となりました。よろしくお願ひいたします。本日の質問は3項目、通告しています。1つは、国の防衛軍事政策について、2つ目は、黒い雨被爆者の被爆者健康手帳の申請について。3番目は、マイナンバーカードについてです。それでは、最初の質問から入っていきます。G7広島サミットで、岸田総理は、核軍縮に焦点をあてた、ひろしまビジョンを発出しました。ロシアや中国や北朝鮮の核は脅威で、なくすべきで、なくすべきだと主張する一方で、G7各国やその同盟国の核抑止力維持の正当性を主張しています。このビジョンについて、被爆者からは、広島を利用されたとの批判も上がっています。皆さんよくご存じの13歳のときに、被爆、広島で被爆したサーロー節子さんは、大変な失敗だったと思う。死者に対して侮辱、大きな罪だった。今の核をめぐる現状を正直に私たちと分かち合う意図があるなら、核兵器禁止条約について言うべきだったとコメントしています。また、日本被団協の木戸季市事務局長は、一縷の望み、希望を完全に打ち砕かれた。今は怒りに震えているところです。核抑止論をもって、核の傘の下で戦争をあおるような会議になったと語っています。また、広島被団協の箕牧智之理事長は、とても期待していた分、今は風船がしぼんだような気持ちですと述べています。また中国新聞の社説では、内容は極めて物足りない。核保有国や米国の傘の下にいる同盟国の立場を肯定し、忖度するような記述には目新しさもない。ビジョンが、多くの戦没死没者が眠る広島の地名を冠にするにはふさわしいと思わないと述べています。広島県に対する安芸太田町の町長としての、どのように考えますでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、大変大きなご質問をいただいております。なかなか、申し訳ありません。地方自治体の首長、一首長である私の、ある意味、少々の範囲を超えるご質問だと思しますので、あくまでも、感想として申し上げればですね、今ご指摘ありましたけれども、私自身は、そうは言っても核保有国のトップが、やっぱり慰霊碑にあれば並ばれて献花をされてですね、実際に資料館において被爆の実相に触れていただいたということは、これ大きな成果だったと私は感じてるところでございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、確かにそのような感想を多くの方が述べられていることも承知しています。しかし、G7の中、核保有国は3国、アメリカの核兵器が配備されている国が2国、アメリカの核の傘に入っている国が2国、計7つの国です。さらに、安倍元首相は、核共有の可能性についても言及しました。自らの核は、核抑止として保有し、他国の核は避難する。この姿勢について、私は納得できません。また、核軍縮ではなく、全ての国の核兵器廃絶を求めなくてはならないと考えます。安芸太田町は、2005年に非核平和都市を宣言しています。宣言の内容の一部を抜粋します。安芸太田町民は、生命の尊厳をより一層認識し、我が国における核の持たず、作らず、持ち込ませずの非核3原則が、堅持することを願うとともに、あの原爆の過ちは繰り返さないことを認識し、核兵器廃絶を全世界に強く訴え、恒久平和の実現を求め、ここに非核平和宣言をするとあります。町は、毎年8月に戦没者追悼平和祈念式典を挙行されます。その際、町長は言葉を発せられますが、式辞を述べられますが、そのときに、全ての国の核兵器禁止の決意を述べるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、続けてご質問いただきました。もちろん、究極的には全ての国の核兵器の撤廃といいますが、なくなるということを目標にですね、取り組むべきだと思っておりますし、機会があれば、そういう目

標に向けた動きというのを、発言をしていくべきだというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

長年の被爆者の強い願いと闘いがある、今まで長崎以降は核兵器は使用されていません。被爆者の訴えは、核抑止論では世界の核兵器はなくならないということです。私は自治体としても、そこを強く訴えていくべきと思います。次に、2つ目の質問は、4つ目の質問と関連してきますので、まず3つ目の質問に入ります。自衛官募集業務に係る対象者情報の提供についてです。私は2019年、平成31年3月の定例議会でも同じ質問をしました。その際、当時の総務課長から安芸太田町では、募集対象者情報の紙媒体もしくは電子媒体での提出は行っておりませんが、対象者リストを作成して、閲覧、それから書き写しには協力しておりますという答弁がありました。現在はどうか対応しておられますか。あわせて、提出名簿の内容について伺います。対象者情報の提供時期、防衛省に対する提供時期、それから該当年齢、提出情報の内容、こういった情報を提出しているのか、そして昨年度の数について、あわせて伺います。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、私の方から自衛官募集に係る情報提供の対応状況について、ご答弁申し上げます。国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要な場合において住民基本台帳法に基づいて、閲覧を請求することができることとなっております。自衛官募集事務でございますがこの事務に相当しますので、この法令で定める事務にあたり本町では、毎年申請を受け付けて閲覧を承認をしているというところでございます。それでちょっと件数というのをちょっと、すいません、ちょっと承知しておりませんが、毎年申請がございまして、この時期が、昨年で申し上げますと11月頃でございます。閲覧を承認している内容が氏名、生年月日、住所、この3つの情報でございます。対象範囲は、そうですね高校卒業される方ですね、そういった方が対象になっております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

だから、閲覧のみということですね。今、自治体で作成して名簿自体もしかしてもう電子媒体すら提出しているところもあるんですが、我が町ではまだ閲覧ということまでということですね。はい、分かりました。で、先ほど聞きました中で、他のところでは21歳、18歳、そして15歳も提出するところがあると聞いてますが、我が町では、高校卒業生のみということですね。はい。それから、情報については、氏名、住所、年月日と言われましたが、性別については出してないということですね。3情報ということ。はい、分かりました。はい。先ほど、住民基本台帳の一部の写しの中で提供することができる、それに根拠に基づいて、自衛隊法が定める、自治体に求める事務の一部としてそれができるといふように言われましたが、実際自衛隊法では、名簿提供という具体的事項は示されていませんよね。ですからそれが本当に根拠になるのかという、論もあります。それから、それともう一つ、個人情報保護条例にこれは反するのではないかという意見もありますが、個人情報保護条例の審査会にかけるとかそういうことはされていますか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、法令法的な部分のことでございますので私の方から答弁いたします。こちらにつきましてはですね、令和2年12月18日に閣議決定をされている案件でございます。総務省及び、防衛省から、同じ再掲ということで挙げられております。ちょっと読んでみます。自衛官または自衛官候補生の募集に必要資料の提出を防衛大臣から求められた場合、括弧、自衛隊法97条、1項及び同法施行令120条、括弧については、市区町村が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に、令和2年度中に通知するという内容でこれ両省からですね、通知が来ておるものがございます。したがってこれは法律によって、閣議決定という法律で通知があったものでございますから、個人情報保護法等には抵触しないという考えのもとで、これを受入れを行っているという状況でございます。以上です。

○中本正廣議長  
大江議員。

○大江厚子議員

さっきの閣議決定は安倍元首相が、当時、自治体の6割はこれに協力してないという発言から、そういう経過があったというふうに思っていますが、実際この自衛隊法とか、自衛隊施行条例、法律の下に来るものですが、そういうものがこの根拠に、本来根拠になるのかっていうのは、疑問もありますし、さらに訴訟も起きている事例だと思うんですね。それに基づいて、義務的に行うというものではないというふうに私は思っています。さらに、情報提供が、提供された後に、その情報が、防衛省の中でどのように扱われているのか、どのような処理がされているのかっていう確認はとっておられますか。毎年これが繰り返され、きちんとした処理がされていなければ、自衛隊に膨大な個人情報蓄積されるということになります。その辺はどうでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、我々はですね、やはり行政事務、地方公共団体の行政事務を行っているということでございますので、国の法律を超えるということは基本的に、これは上位法になりますから、今まさに議員がおっしゃられたようにですね、これ訴訟とかで、法律が変わってくるということであれば、我々としては対処できる案件だろうというふうには思っております。当然ながらですね先ほど、住民課長の方からも答弁をさせていただいたとおり、うちは閲覧ということで確認をしていただいております。その情報につきましては、やはり自衛官の募集といったことのみ、これは利用されているというふうに信じて疑っていない部分でございます。その情報につきましてもですね、それは蓄積されているものではないというふうに聞き及んでおります。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

法定受託事務の範囲で、地方自治体がやるべきことというふうに捉えてされていると思いますが、法定受託事務は、ある程度までは自治体に、裁量があるというふうに、私は思っているわけですね、指示命令が出て初めてそれを撤回するとか、指示に従うとかいうことになるとしますのでそれが出るまでは、あくまで地方自治体に主権があるというふうには思っています。そういうことで行政はもちろんされていると思う、今の処理をね、されているというふうには、理解しています。しかし、今自衛隊の性格が大きく変わっているというふうに私は思っています。自衛隊任務は、2015年に安保関連法が採択され、集団的自衛権の行使の容認、さらには昨年安保3文書が閣議決定され、以降、自衛隊の任務は大きく変わっています。防衛とか災害の救援の範囲を大きく超えているというふうに感じています。国内外で様々な国の軍隊との軍事訓練が行われています。自衛隊は戦闘に参加し、生命の危機を伴う状況が今現実のものとなっています。もはや自衛隊は、他国軍と一体になった軍事の任務を負っています。この町の若者を戦場に送る。兵事の一端を担うということ、私は拒否すべきだというふうに思っています。次に、2番目の質問に入ります。防衛は国の専権事項と言われていますが、自治体の長は住民の生活を守る立場から、国の施策に意見を言うべきと考えています。先ほども言いましたように、政権は、安保関連3文書の改定を閣議決定し、防衛費を5年間で約43兆円、2倍化しています。また、適地、攻撃能力、反撃能力の保有を保身方針として決定しました。今このような防衛力強化、軍事拡大政策、また今、沖縄南西諸島で着々と進められている軍事要塞化についてどう考えますか。相手国の領域を直撃、直接攻撃する敵地攻撃は、当然、相手国の反撃を招いて、武力の応酬に直結するものであり、先の太平洋戦争のように、自国、そして対戦国の民衆に大きな犠牲と荒廃をもたらします。自治体の長として、いかが考えておられますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、これまた大きなお話をいただきました。議員は議員で受け止めがあるかと思いますが、私自身は現状で、今の自衛隊法を超えた取り組みをされているとは思っておりません。それ以上の答弁についてはですね、私の所掌を超える範囲でございますので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

何度も言って恐縮ですが、住民に一番近く、直接住民の命や生活に責任を負う立場から、地方自治体は国の政策と対峙すべきだと思います。現在防衛省は、鹿児島県から沖縄にかけて南西諸島相次いで陸上自衛隊の駐屯地を設置し、地对艦ミサイル部隊を配備しました。米中対立の最前線となり、有事になれば、住民が巻き添えになるとの懸念が強まっています。そして実際、南西諸島の自治体は住民を避難させる体制の整備を任務と今なっています。戦前、地方自治体が国の末端機関として、平時、軍事に関する業務を担い、住民を戦場に送り出しました。戦争動員体制をしくための中央集権国家に対して、二度と戦争動員体制を確立させないために、戦後、地方自治体へ権限移譲がなされました。国が戦争へ向かおうとするとき、自治体は平時を拒否し、戦争反対を訴えることこそ、地方自治のあるべき姿と考えます。自主性と自立性に基づき、国と地方自治体は対等であるとの理念を放棄し、戦争協力の一角を許せば、戦争体制は一気に構築されると考えます。国の為政者が始めた戦争は、私たち民衆の戦争ではありません。しかし、その大きな残酷な流れの中に、私たちの人生はのみ込まれていきます。だからこそ国に対して自治体の長が戦争体制には協力しない、戦争は反対すべきと考えますが、重ねてお聞きします。いかがでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、重ねてご質問いただきました。特にですね町民の利害に個別に関わるような問題、例えば今回でいうと、まさに太田川に新規ダムを作るという国の政策が示されました。そういった個別の、特に町に影響がある範囲については当然我々としても、物申さなければならないと思っておりますが、今議員ご指摘のような、かなり一般的な事項についてはですね、それはそれこそ、国、県、あるいは各市町それぞれがやっぱり役割分担のもとですね、行政をしているのが今の日本の体制だと思っております。その意味では、今のそうは言っても国政で取り扱っておられることを、その矩を越えてですね、発言をするというのはかえって、町民の皆さんに混乱を与えるものではないかなと私は思っているところでございまして、その意味で、国と対峙せよということではございましたが、本来、議員ご指摘のようなお話というのはまさに民意によって、場合によっては正されるべき問題であって、それがあからこそ、国政それから、県政、市政それぞれで、選挙があるのではないかなと思っております。繰り返しになります。個別に、特にこの本町にとって関わりがある問題については、今後我々としてもしっかりと対峙すべきだと思っておりますが、それ以外の一般的なことで、あえて国と自治体が、対峙をしなければならないというような考え方は、私としては、取り入れるべきものではないと感じているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、今は地方自治体の任務は先ほど言いました南西諸島の住民の避難の体制の確立とか、一般的な自治体では募集、自衛隊員の情報の募集、提供にとどまっていますが、恐らくこれから、どんどん地方自治体にいろんな任務が、来るようになると思います。私はそのときの覚悟も含めて、今質問しています。ふるさとの戦争という本があります。太平洋戦争時に、広島県の山里や漁村に課せられた戦争のための徴用の苛酷さや、徴兵され戦死した人々の記録が掲載されています。安芸太田町関係もあります。ブナなどの木材搬出や松根油、松脂、野草の採取で国へ提出するということが書いてありました。また、上殿村が造営した明治以降、太平洋戦争に至る戦死者の84基の墓が建つ、共同墓地についても、掲載されています。この本の著者はこのように述べています。84基の墓標名は、そのまま小さな村の戦争の記録を刻むということです。また地元の人のインタビューの言葉も載せられています。忘れちゃいけない場所です。戦争を繰り返さんためにも、子や孫にこの墓地の意味を伝えたいと載せられています。私もこの共同墓地に行きました。とても、上殿の方々がきれいに維持管理されています。私は、この共同墓地に新たな墓地を墓を建てさせてはいけないというふうに思っています。そのためにも、私たちもちろん民衆国民が反対すべきですが、自治体の長としても、やはり自治体の長として防衛費2倍化反対を表明されているところもちろんあるんですね。それはもちろんいろんな考え方があるので、それぞれと思いますが、私は将来の将来ってごく短い将来のことの不安も含めて、この質問をさせていただきました。

次に、黒い雨被爆者の被爆者健康手帳申請について伺います。県と市によると、4月末までに4,859人が手帳の交付を申請。そのうち、審査中などを除き、3,960人が認定され、198人が却下されたとあります。本町の手帳の申請状況について伺います。申請、認可、却下の数で、地域別状況が分かれば、それもあわせてお願いします。それから各却下の理由も、あわせて伺います。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、健康福祉課の方から、手帳の交付状況について答弁をさせていただきます。5月末日時点で、黒い雨に係る訴訟の判決後の手帳申請の件数は460件です。そのうち、認定は417件、こちらの内訳としましては、戸河内地区で82件、筒賀地区で84件、加計地区で251件、計認定が417件でございます。現在のところ、結果待ちについては、29件。却下の方は14件でございます。却下14件、その内、5件につきましては、新たな被爆者認定指針の運用が始まりました、昨年4月1日以前に亡くなれていることが理由でございます。残りの9件につきましては、黒い雨に遭われたことが確認出来なかったことでありますとか、今回の手帳交付の基準の1つでございます、障害を伴う一定の疾病、俗に11疾病と言われますが、こちらの疾病にかかっていない、今書かれている病気が11疾病に該当しないことが理由となっております。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、ご存じのように、今、第2次訴訟が開始されました。国は、黒い雨被爆者の救済拡大を命じた21年の高裁判決を受け、今言われたように昨年4月から新基準である2項目の要件を満たした人を被爆者と認めて手帳を交付していますが、この要件を満たさない、今、課長が言われました通りなんです。この要件を満たしてないとして認定を却下された人や、申請から約1年半経過しても、調査結果が出てない人が、第2次黒い雨訴訟を起こしました。年齢は78から90歳の23人です。理由としては、当時推定降雨域の外にいたという理由で、手帳交付を却下された。高裁判決では、この宇田雨域、大瀧雨域、増田雨域の3雨域外でも雨が降った可能性は言及しています。また黒い雨以外の被爆者には求められていない疾病要件、さっき言われました11要件を黒い雨被爆者に限ってだけ課しているのは、不合理な差別的取扱いだ。それから申請が1年半もたつのに、審査結果が出ないのは違法ではないかというこの3点をもって訴えています。町長はこの第2次黒い雨訴訟についてどのようにとらえられていますか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、次いで第2訴訟の関係でご質問いただきました。まず改めてですね第2訴訟があったというのは大変残念ではありますが、認定そのものが新基準になってですね、これまで認められなかった方々も含めて多くの皆さんが、被爆者健康手帳取得され、結果として救済の門が開かれたという意味で私自身は新基準そのものは評価しているところでございます。ただし、せっかくそれだけですね多くの救済された方々をつくってきたこの新基準が、ご指摘のようにですね返って新しい分断といいますか、生み出しているという意味であれば、大変残念だというふうに思っております。心情としてはですね長年もうこの関係で苦労されてきた方々ばかりでございますので、できるだけ多くの方々が、認められていただきたいと思っております。一方で、行政の立場からすればですね、何らかの基準が要するという国の立場も、分からなくはないなというのが率直な思いではあります。結局そういった意味では、今回の新たな新基準が果たして適切だったかどうかということがやっぱり大きな問題で、それこそが今回のこれからの裁判でまさに問われるべき問題かなと思っております。本来であれば、国の方ですね、より適切な多くの皆さんが納得されるような基準をつくっていただくべきだったと思っておりますが、それが果たして適切だったかどうかというのはまさに今回の裁判で、問われることだと思っておりますので、我々としても、私自身としてもですね、今後の訴訟の結果についてしっかりと注視していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

判決そのものを素直に従えば、新基準は全く要らないということなんですね。で、今の国の姿勢は、

病気になったら救済する。いわゆる11疾病が出たら、救済するということですが、本来被爆者援護法は、そうではないんですね。いつ病に侵されるか分からないから援護する。だから、黒い雨被爆者以外の人は11疾病の条件を課してないわけです。晩発性放射性被害は放射性被害の特性であり、またさっきも言いましたように疾病要件は司法判断に背いているというふうに思っています。この第2次訴訟の原告は安芸太田町の人はおられません。廿日市広島市のみですが、この第2次訴訟について、町も支援し、広く住民に知らせるべきではないでしょうか。追加で原告になるということは全く構わないというふうに、弁護団の方も言っていますが、その辺はどうでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、今回の訴訟に関して、訴訟そのものに対する支援について、先ほどご意見、町長とも顔見合せですけれども、なかなかこちらの方から、お答えする状況にはないというふうに考えております。ただし、健康被害等でいろいろ不安のおありの方について、相談等がありましたら、健康福祉課としましては、これまで同様、そのご相談に対して、真摯にご相談に応じ、申請をとということでございましたら、そのお手伝い等はさせていただく、こちらの考え方は、これまでと変わっておりませんし、あくまでも、問題を解決のために、それぞれ、住民の方、それから、黒い雨を浴びられたというその方に寄り添って、申請の相談を受ける手続きをするというのは、これまでと考え方、方向進め方は変わっておりません。この点については、これからも同様に進めてまいります。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

判決が出たときに広島県広島市の推計では、認定の対象者は1万3千人に上ると発表されました。先ほども言いましたように4月末までで、4,859人の人のみ手帳の交付をされています。まだ8千人強の人が申請されていない状況です。本町でも申請、未申請の人が多く考えています。先ほども言われましたように申請があった場合は相談体制はとるといふふうに言われていますが、もっと積極的に申請の相談を受け付ける場所を設置するとか、本当にこの黒い雨の運動が始まった当時は町をあげて、議会もあげて取り組んでいった経過があります。そういうことはできないものか。もっと積極的な申請の相談の場を設けることはできないでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて、我々としてはですね黒い雨を受けたという方々についてはぜひ、こういった取り組みがあるわけがございますので、これまでも広報を通じて、周知徹底については努めてきたところでございます。引き続きそういった取り組みは続けさせていただきながらですね、今後の取り組みについてはまたどういったことが適切なのか、内部でも考えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

私は黒い雨被爆認定の申請には2つの意味があると思っております。1つはもちろん、先ほども言いましたようにいつ発症するか分からない、その不安のもとで、治療、病気の治療の国家補償を求めていることが1つ。それはもう、被爆者援護法に基づいた理念ですが、もう1つは、実際この町でも、黒い雨やちりや紙が降ってきて放射能に汚染されたという事実を記録として残すという重要さが、この2つがあると思うんですね。後者に関して言えば、やはり、私も申請に関して、相談を受けることがあるんですけど、雨域外3雨域外で、実際に黒い雨にあったという人もおられます。ですからそういう人を見つけ出して、ここにもおられる、ここにもおられるってことをやはり進めていくべきだというふうに思っています。その意味で、行政の積極的な申請の呼びかけというのは大事ななというふうに思っています。先ほど職員が地域に出てという話がありましたけど、申請を支援、お手伝いする中で、申請のみにかかわらず、もうほとんどの人は小さいときに、黒い雨にかかったという、戦争の中にいたという人ですよ。子ども時代の戦争体験、父親が外地から帰ってきて、お父さんと呼べなかったとかね、そういう戦争時の子どもの心象風景っていうのを、聞かされることがあります。やはり私は、若い人は、なかなか

かその被爆とか戦争のことについて聞く機会が少なくなっていると思いますが、例えば業務上大変お忙しいのは分かりますけど、そういう機会もとらえて、この町に住む戦争体験者被爆者の方がどういう体験をしてこられたかっていうのを、やはり聞くいい機会にもなると思いますので、単に申請、申請相談という機械的なものではなくって、そういう面も含めてね、考えるべきというふうに思っています。3つ目のマイナンバーカードについて質問します。マイナンバー法が2日に、マイナンバー法の改正法改正案が2日に成立しました。改正の内容についても伺いたいのですがまずは通告に従って1番から質問してまいります。まず、マイナンバーカードのトラブルについて。もう本当に、報道でも、数々のトラブルが言われていますが、いろんなトラブルが出ています。コンビニでの証明書取得サービスで他人の住民票の写しが交付された。マイナ保険証をめぐる、他人の健康保険の情報が誤って登録された。公金受取口座の誤登録があった。マイナポイント申込みの誤登録があった。医療機関でのシステム障害があった。直近では政府からの給付金を受けるための預金口座を、マイナンバーと紐づける公金受取口座の登録制度で、本人ではない家族名義の口座が多数登録されていた。これは子どもの登録を親の口座に登録、として登録したというのがあったようですが、このように数々のトラブルが発生しています。これに対して、3大臣がデジタル大臣、総務大臣、厚生労働大臣が同時に釈明、陳謝するという事態ともなっています。多くの国民が強い懸念であった個人情報漏えいが現実のものとなっています。そしてこれは外部からのハッキングではなくって、まさに登録時でのトラブルです。これはマイナンバーカードの制度の根幹に関わる事態です。どう考えますか。またこの町でこのようなトラブルはあるでしょうか。お伺いします。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、マイナンバーカード、こちらの方のご質問いただきました。議員からのご指摘にもありましてとおり、マイナンバーカードへの個人情報の誤った登録等が相次いで確認されていることが報じられております。個人情報の誤った登録等に至った原因の1つには、人為的なミスが含まれているというところでございますが、それぞれの事案の原因については、現在国において検証中であり、あわせて再発防止に向けた取り組みが進められているというふうに聞いております。こうした信頼回復に向けた取り組みを注視しながら、町としても必要に応じ対策を講じてまいりたいというふうに考えております。なお現状、本町において誤った個人情報を紐つけた事案等は確認されておりません。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、この町でそういったトラブルはないということです。はい。例えばですね、公金受取口座の誤登録がありましたが、これは、マイナンバーと公金受取口座を紐づける手続きはシステム上、マイナンバーに登録されている本人とは別の人の口座名義でも登録できる仕組みとなっていた等の原因もあります。本当にそこがまずは問題じゃないかというふうに思っていますので、これからいろんなトラブルの原因究明がされると思いますが、本当に早期にそういう原因究明を国としてやっていただきたい、やっていくべきだというふうに思っています。こういう発言があります。共通番号要らないネット事務局の方ですが、マイナンバー制度は構造的な問題を抱えています。本当にあらゆる個人情報を紐づける巨大な仕組みであるがゆえに、介在するシステムの不具合、ヒューマンエラーは防ぎようがない。誤登録などのミスは起こるべきして起こっているのです。しかし、政府は立ち止まるどころか、マイナンバーカードの対象領域を広げようとしています。ますます自治体の現場や市民、住民にしわ寄せがいきそうですというふうに述べています。国はこの巨大、本当に巨大システムと思うんですが、莫大な予算をかけて、ましてマイナポイントまで付けて、拙速に進めてきました。国は、トラブルの原因を、今も言いましたように、企業や自治体には負わせていますが、負うべきは、国と考えます。町長はこのようなトラブルについて、今は担当課から答弁ありましたが、いかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めてあってはならないことだと思っております。特に信頼関係で、やっぱり成り立ってる話だと思いますのでですね、早急に、国のほうにも、問題点を検証していただいてですね再発取り組みにしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。以上です。

○中本正廣議長  
大江議員。

○大江厚子議員

次にマイナ保険証についてお伺いします。2024年秋には、従来の健康保険証を廃止してマイナンバーカードによるオンライン資格確認、いわゆるマイナ保険証に一本化するなど、マイナンバー法等一括法案が先ほども言いましたように2日に成立しました。本来、マイナンバーカードは、取得は任意であるはずですが、法的にはそうなっていますが、マイナ保険証については、様々な問題が表面化しています。例えば高齢者施設からはこのような不安な声が上がっています。従来の保険証を預かることと、暗証番号も含めてマイナカードを管理することは、責任の重さが格段に異なる。紛失時の責任が重い。マイナンバーカードの取得、利用が困難な利用者への対応が難しいというものです。また、病院では、停電が起きたらどうするのか、訪問診療はどうしたらいいのかの課題も多い。個人情報のセキュリティは本当に大丈夫なのか。トラブルが起きたときに、医療機関が責任を負わされるのではないかという懸念があります。このような不安、例えばこの町でも老人施設や病院からこのような不安の声が聞かれているのか。さらに、大きくこのような不安についてはどういうふうに考えておられますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、マイナ保険証の件でございます。先ほど議員からもございましたとおり、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを含んだ法案が成立をしたところでございます。マイナンバーカードは申請に基づき交付されるというものについてはですね、変更があるものではございませんけれども、このマイナンバーカード取得していない人、こういった方が今までとですね、変わりなく保険診療を受けることということは確認をしております。ただ例外的にこういったマイナンバーカードを取得されていない方などがですね、保険診療を受ける際の手続きであるとかどういった仕組みで受けようとするかといった詳細がですねまだ、我々の方にもちょっと届いておりませんので、こういったところにつきましては、国からですねまた国から詳細がまた示されるというふうに考えております。それと取得が難しい方への対応というところでございます。これは我々も課題だと思っております、こちらの方に来て申請をしていただくということは、とても困難だと思いますので、そういった方への取得していただく仕組みについては訪問して取得をしていただく、我々のほうから出向いてですね、取得できる体制なりを整えて、どなたでもし、保険診療が安心して、していただけるような仕組みのほうは我々の方で対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

先ほど聞きました。例えば、老人施設から、暗証番号とマイナンバーカードを預かる、その責任の大きさ、実印預かるぐらい重要さだというふうに言ってる施設長もいますが、その辺については不安の声は聞かれませんか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、現状そういった取扱いについてですね不安に感じておられるという意見等はお伺いしておりませんが、そういった意見もあるものと思っておりますので、そういったところの、対応なりですねそういったところのご相談には必要に応じて対応してまいりたいというふうに感じております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

先ほどマイナンバーカードの未所持者についてはこれから国が示していくだろうというふうに言われましたが、報道によっては資格確認書が交付されるというふうに言われていますが、それについてはどうでしょうか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、保険証に代わって資格確認証というものを、申請をいただいて交付するということは我々も聞いており、それと報道等で聞いておりますけどまだ詳細がですね、確定した状況がまだ来ておりませんので、そういったところの国なりの指示を注視を持って見守りたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

はい、そういうこととなればちょっと、これから先の質問もちょっと変わってくるんですが、マイナ保険証について伺います。これまでの健康保険証は、協会けんぽや国民健康保険などの保険組合の保険者から発行、交付が義務づけられ、私も国保ですが、期限が切れる前に新しい保険証が、確実に手元に送られてきました。ですから自分が更新しなくて忘れてないということは絶対なかったわけですね。しかし、マイナ保険証は申請主義で、有効期限の5年が経ったら、自ら自治体の窓口に行って、更新の手続きをしなければなりません。申請主義に変わった大きな大転換だと思います。これは被保険者に大きな不利益をもたらします。これから先、今でもそうですけど、これから先、制度からこぼれ落ちる人々が生み出されることも考えられます。申請できる人だけが医療の恩恵を受けられる制度に切り替えるというのは、誰のための医療保険制度なのか誰のための国民皆保険制度なのかと言わざるを得ません。そもそも国民皆保険制度の中で、保険証を廃止し、マイナンバーカードと一体することは、先ほども言いましたけど、本来、任意であるべきマイナンバーカードの取得が強制になります。これはマイナンバー法にも反するものです。これまでの健康保険証を残すべきだと考えますが、現場の自治体として、このような国の進め方についてはどう考えますか。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、先ほどちょっと申し上げたこととちょっとかぶりますけれども、実際マイナンバーカードが切れたときにどうするのかとか、そういったどういった形で被保険者の方に漏れなく医療を確保するのかというところが具体的にまだ示されておられませんので、そこら辺はちょっとまだご答弁できないんですけども、中身をまた確認をさせていただいた時点ですでね、また、こういったことはどうするんだとかいう疑問点があったときにはですね、我々としても意見なりは申し上げさせていただきたいと思っておりますけれども、まだいかにせん情報がないものですから、こういったところで、ご答弁とさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

マイナ保険証が失効して、それを分からなくて病院に行って、カードリーダーがはねたと。ただそのときはもう10割負担ということも考えられると思うんですね。やはりいろんな懸念が出ている以上は先々にやっぱり対応策とか、国への問合せをさせていただいて、対策を考えるべきというふうに思っています。このマイナ改正法が成立して、マイナ保険証に代表されるように、任意のカードが国の後づけ利用になって、義務化になりつつあります。例えば、年金受給者の預貯金口座をマイナンバーに紐づける、マイナンバーを行政が利用できる範囲が、これまでは3分野、社会保障、税、災害対策でしたが、これからは、国家資格の手続きや自動車登録等にも利用されるようになりました。大きな本当に大きな転換と言わざるを得ません。また、情報連携できる期間を定める別表というのがあるんですが、その一部を法律から政省令、法改正を不要とするものに格下げされました。もはや法を改正しなくても、政府の一存で、どのような機関が利用できるかっていうのが、柔軟って言われたんですけど、なってしまうんですね。私たちの目から届かないところで変わっていく恐れがあります。私は昨年9月の定例議会で、マイナンバー制度は、政府と個人がデジタル技術によって直接につながる可能性となる初めての制度だというふうに申し上げました。様々な個人の情報を紐付け、高度な検索集約で、システム上で、国が個人情報を一括、検索、管理できるようになります。国が自治体を飛ばして、直接住民の情報の収集ができるようになりますし、マイナポータルによって提供、国から直接、個人に情報が提供できるようにもなる。先ほど自衛隊の募集の業務も言いましたが、もしかしたらその業務すら、もう自治体を飛び越えて国から直接本人に行くことすら可能になるのではないかというふうに思っています。またマイナンバーカードのICチップの部分は、民間の企業が利用できるものです。この町でこれほどのミスがあり、ま

た、個人のデータは、私自身のものであるという、そういうデータ主権が確立してないこの町では、ハッキングのおそれか払拭できない中、またこのようなミスが多発する中、また、それをもって多くの反対や疑念がある中、なし崩し的に、マイナンバー制度の改定や、マイナンバーカードの利用拡大が、国によって強制的に行われようとしています。昨日のJNN世論調査では、マイナンバー活用に不安を感じている人が、大いに不安を感じている、ある程度感じている、合わせて72%という結果が出たと報道されています。制度の見直し、もう改定は成立してしまいましたけど、ここにきてやはりこれだけの問題が出ている以上、制度の見直しや、改めて廃止を考えるべきと考えますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて健康保険証の下りも含めてですね、いろんな懸念があるという点。それは今住民課長もお話をしましたが、我々もまだまだ詳細が分かっていないところもありますので、むしろそういったご指摘を踏まえて、我々としては、そういう場合どうなるのかということをやはり、国なりにしっかりと確認をするという、そういう立場だと思っております。改めて、今日いただいたご指摘以外にもですね、懸念されてるところがあればまたご示唆いただいて、我々もそれに備えるように、国の方には確認をしていかなければならないなと感じているところでもあります。その上で、改めて、マイナンバーカードの導入、今国が積極的に動いている中で、我々自身も、これは専ら行政の省力化ということも含めてですね、ICT化は避けられない取り組みだと思っておりますし、デジタルトランスフォーメーションの取り組み、あるいは近々でいうと、moricaのような形で取り組みをさせていただきました。省力化、あるいは便利さを追求すれば、一方で、今ご指摘のような、問題も出てこようかと思っております。ICT化とマイナンバーの問題はまた別とは思いますが、いずれにしても、ある意味、行政の方にとってはですねこういう取り組みがあった方が、様々な観点で省力化できることは間違いありません。そういったことを国としては目指しながら、取り組んでおられるとは思いますが、我々も現場の立場として、問題点があれば指摘をさせていただきながらですね、そうは言いながらも、全体の取り組みもまた進めていく必要があるかと思っておりますので、配慮しながら対応していきたいと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

マイナンバー制度にかかわらずですけど、これを信頼して取得して利用するっていうそこには、国、政府と、私たち国民との信頼関係があってこそだと思えますね。さらにさっき言いましたように個人のデータ主権が確立してこそ、取得しよう利用しようというふうに進んでいくと思えますね。そこがないまま、強制的にあるいは拡大、利用拡大というふうに行くことは、これから先さらに大きな混乱を生むというふうには思っています。デジタルの先進国においては、個人が自分の情報は提供したくないというふうなことも、制度として法律として確立してるところもあるんですね。そういうことをきちんと保障した上でやるべきだと思っておりますし、先ほどの自衛隊の募集名簿の提出もですけど、自分の個人情報提出してほしくないという制度もありますよね。それもあわせて、町は広く、住民に知らせていくべきだというふうには思っています。個人情報というのは本当にこれから、危機管理においては重要な視点だと思っておりますので、そこはきっちりやっていくべきと考えています。以上で終わります。失礼します。

○中本正廣議長

以上で6番大江厚子議員の質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午後4時19分 延会

---